

## 1. 平成27年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成27年3月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成27年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程5 議案第2号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程6 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程7 議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第5号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第6号 郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程10 議案第7号 郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程11 議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程20 議案第17号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程21 議案第18号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第19号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について

- 日程23 議案第20号 県北西部地域医療センター条例の制定について
- 日程24 議案第21号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第22号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第23号 郡上市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程27 議案第24号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程28 議案第25号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程29 議案第26号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程30 議案第27号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程31 議案第28号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程32 議案第29号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の制定について
- 日程33 議案第30号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程34 議案第31号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程35 議案第32号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程36 議案第33号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程37 議案第34号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程38 議案第35号 平成26年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程39 議案第36号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程40 議案第37号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程41 議案第38号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）について
- 日程42 議案第39号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程43 議案第40号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程44 議案第41号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について

- 日程45 議案第42号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程46 議案第43号 平成26年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程47 議案第44号 平成26年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について
- 日程48 議案等45号 平成27年度郡上市一般会計予算について
- 日程49 議案等46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程50 議案第47号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程51 議案第48号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程52 議案第49号 平成27年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程53 議案第50号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程54 議案第51号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程55 議案第52号 平成27年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程56 議案第53号 平成27年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程57 議案第54号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程58 議案第55号 平成27年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程59 議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程60 議案第57号 平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程61 議案第58号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程62 議案第59号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程63 議案第60号 平成27年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程64 議案第61号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程65 議案第62号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程66 議案第63号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程67 議案第64号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程68 議案第65号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程69 議案第66号 平成27年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程70 議案第67号 平成27年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程71 議案第68号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程72 議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程73 議案第70号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程74 議案第71号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について

- 日程75 議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程76 議案第73号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工場の指定管理者の指定について
- 日程77 議案第74号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程78 議案第75号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程79 議案第76号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程80 議案第77号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程81 議案第78号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程82 議案第79号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程83 議案第80号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程84 議案第81号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程85 議案第82号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について
- 日程86 議案第83号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程87 議案第84号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程88 議案第85号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程89 議案第86号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程90 議案第87号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
- 日程91 議案第88号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程92 議案第89号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程93 議案第90号 財産の無償譲渡について（めいほう高原自然体験センター）
- 日程94 議案第91号 財産の無償譲渡について（中坪四区集会所）
- 日程95 議案第92号 財産の無償譲渡について（郡上八幡西安久田農林集会所）
- 日程96 議案第93号 財産の無償譲渡について（郡上八幡中上農林集会所）
- 日程97 議案第94号 財産の無償譲渡について（美並福野公民館）
- 日程98 議案第95号 財産の無償譲渡について（下土京集会所）
- 日程99 議案第96号 財産の無償譲渡について（前谷集会所敷地）
- 日程100 議案第97号 字区域の変更について
- 日程101 議案第98号 市道路線の認定について
- 日程102 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

日程103 議報告第1号 諸般の報告について（例月出納検査結果）

日程104 議報告第2号 諸般の報告について（定期監査の結果）

日程105 議報告第3号 諸般の報告について（行政監査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	古 川 甲子夫
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	長 岡 文 男
議会事務局 議会総務課 主任主査	加 藤 光 俊		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところ、御出席をいただき、ありがとうございます。

ただいま平成27年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員を指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、6番 野田龍雄君、7番 鷺見馨議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（尾村忠雄君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月23日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月26日までの25日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月2日から3月26日までの25日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

広報紙掲載のため写真撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

---

### ◎平成27年度施政方針について

○議長（尾村忠雄君） 日程3、平成27年度施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。本日は、平成27年第1回郡上市議会定例会を招集いた

しましたところ、議員各位には御参集いただき、まことにありがとうございます。

定例会の開会に当たり御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、またこの予算に盛り込みました主要施策や事業について説明申し上げ、議員の皆様を初め、市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、まず、市政運営の基本的方針について申し上げます。

政府は昨年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。この中で、世界に先駆けて進行している「人口減少、超高齢社会」の原因は、「少子化」と「東京への一極集中」にあるとしており、地方の雇用創出、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方への新しい人の流れづくりを基本目標として掲げ、人口減少問題の克服と成長力の確保を目指しております。あわせて、地方創生を国と地方が一体となり、中長期的視野に立って取り組むため、全自治体に対して長期見通しに基づく、「地方人口ビジョン」と具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を要請しております。

既に、本市では、人口減少問題は最大の課題であると捉え、子育て支援の充実や交流移住の促進等に取り組むとともに、昨年は人口問題対策本部を設置し、全庁体制でこの課題に取り組んでまいりました。「その成果を生かしながら、郡上市の「地方創生」は、「これからもずっと郡上 もっと郡上」の旗印を掲げて、脱「消滅可能性都市」、言い換えれば、「持続可能性都市」を目指して、市民と議会・行政が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。そのため、新年度においては、人口減少問題への対応策を軸として、「産業振興、企業支援などの雇用の場の確保」、「郡上市への人の流れをつくる交流移住推進」、「子育て支援の充実」、「安全安心のまちづくり」、「個性ある教育、文化のまちづくり」の5つの重点的な取り組みを進めてまいります。

なお、先般成立いたしました国の平成26年度補正予算による地方創生関連事業については、今議会において補正予算を追加上程し、当初予算と一体的に事業を進めてまいりたいと存じます。

平成27年度の予算をこうした基本的方針で編成した結果、一般会計のまず性質別歳出では、普通建設事業において、文部科学省の耐震基準に満たない全ての小中学校施設の耐震化を平成27年度中に完了するための予算のほか、防災対策、生活基盤の整備などに必要な事業費を確保いたしました。ただ、前年度の大和中学校整備事業、和良庁舎整備事業等の建設事業が減となったため、計上額は前年度対比2.0%、9,325万円減の45億1,323万円となりました。人件費は1.2%、5,053万円増の43億6,266万円、公債費は7.2%、4億139万円減の51億8,426万円、物件費は3.3%、1億2,724万円増の39億6,841万円、補助費は3.3%、6,499万円減の19億4万円、繰り出し金は6.2%、2億1,830万円増の37億1,496万円を計上いたしました。災害復旧費では、平成26年度災害による公共土木施設

の過年度補助事業復旧事業により、1億6,380万円を予算計上しております。

一方、歳入では、景気回復による所得水準の向上が見込まれるものの、法人市民税における地方法人税、これは、地方交付税財源としてその全額を繰り入れるために、平成26年度税制改正によって、国税が設けられたものでございますが、この国税の地方法人税創設に伴う、地方税である法人税、市民税の税率の引き下げ改定による影響や評価がえによる固定資産税の減収及び設備投資の鈍化といったマイナス要素もあり、市税全体では48億9,586万円を計上し、0.7%、3,433万円の減額となりました。

地方交付税については、合併算定がえ特例措置の段階的縮減が2年目となり、合併算定替と一本算定による差額の3割が減額となりますけれども、支所経費や消防費、清掃費における地方の実態を反映した算定方式の見直しにより、一本算定の基準財政需要額への加算分による増額が見込まれることから、普通交付税は、前年度対比1.9%、2億3,200万円の減の116億8,600万円を計上いたしました。また、特別交付税については、国の地方財政計画により0.8%、500万円減の6億100万円を計上し、交付税全体としては1.9%、2億3,700万円減の122億8,700万円となりました。

市債におきましては、通常債と災害復旧債で合わせて22億3,870万円を計上いたしました。これは、「公債費負担適正化計画」において、従来設定をしていた「平成26年度以降は20億円」の限度額を見直して、3億円増額し「23億円」を限度額とし、合併特例債などの活用による積極的な建設事業に取り組むこととしたものであります。また、国の地方交付税、特別会計の財源不足を補うための発行する臨時財政対策債は、国の総枠の減少に伴い7.0%、6,600万円の減の8億7,200万円を計上し、市債全体では7.3%、2億1,240万円増の31億1,070万円を計上いたしました。

以上の結果、平成27年度予算の一般会計の予算規模といたしましては275億4,900万円で、前年度当初予算と比較して0.7%、1億8,600万円の増となる積極的な予算となっております。なお、高鷲民俗資料室の整備と明宝デイサービスセンターの空調設備更新のための財源に充てるため、公共施設整備基金から4,000万円を、また、空き家利活用推進のために郡上八幡産業振興公社に造成する八幡市街地空き家対策基金の財源として産業振興基金から4,900万円をそれぞれ取り崩して繰り入れを行うこととし、財政調整基金からは全体の財源不足額1億1,200万円を取り崩すことにより編成したことを申し添えます。

このような方針に基づき編成した平成27年度予算規模は、一般会計につきましては、ただいま申し上げましたように275億4,900万円、特別会計は168億5,628万円、10.1%（15億4,895万円の増）、企業会計は54億4,550万円（2.8%、1億5,865万円の減）、総合計で498億5,078万円（3.3%、15億7,639万円の増）となりました。

なお、白鳥町石徹白地区において県営事業により整備を進めてきた小水力発電施設が完成し、平成27年度から市において発電事業を開始することから、新たに小水力発電事業特別会計を設けるこ

とといたしております。

続きまして、郡上市総合計画後期基本計画の柱立てに沿って、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を御説明申し上げます。

最初に、1つ目の柱である「産業・雇用」についてであります。農業の分野については、人口減少及び高齢化の進展による担い手問題の深刻化やTPP交渉参加を踏まえた国際化の流れに対し、国においては、農地の集積・集約化や農協改革など農業構造の再構築を進め、農業を成長産業とするための農政改革が進められております。本市においては、こうした現状を農家と共通認識し、今後の地域農業のあり方を農家みずから考える「人・農地プラン」の作成を集落単位で進めるとともに、集落の核となる農業経営体の育成や効率的な農地活用を図り、持続可能な農業の実現を目指します。このため、同プランに位置づけられた農地貸借には、機構集積協力金を活用し、担い手への農地集積・集約化を進めます。

また、新たな担い手確保及び人口減少に対する定住促進対策として、1人当たり年間150万円を45歳未満の新規就農者に支給する国の新規就農総合支援事業を活用して、新規就農者を支援してまいります。さらに、継続的に新規就農者を育成・確保するため、めぐみの農業協同組合による夏秋トマト新規農業者研修施設の整備に対して支援を行います。このほか、地場農産物拡販奨励事業では、小規模農家に農業アドバイザーによる栽培指導やハウス助成をすることにより支援し、青空市場等での地元農産物の販売拡大や学校給食への食糧供給など、地産地消を積極的に促進いたします。また、国の成長戦略の一つである農業6次産業化について農業生産者が取り組み、農業所得の向上や地域の活性化につながる活動に対して、農業6次産業化ネットワーク活動交付金事業により支援をいたします。

野生鳥獣の被害対策としては、鳥獣被害対策実施隊・猟友会による捕獲強化や地域ぐるみで行う恒久柵の設置、ニホンシカによる新植した苗木の食害防止など、引き続き総合的な鳥獣被害防止対策を促進するとともに、獣肉の利活用についても調査研究を進めます。

また、中山間地域等支払交付金や多面的機能支払制度を活用し、農業者・集落組織が行う生産基盤の恒常的な管理や集落の環境保全・多面的機能の確保、水路などの農業用施設の長寿命化の活動に対し支援をいたします。

水産業については、清流長良川のアユをテーマとした世界農業遺産への登録を県と一体的に取り組み、漁獲量の確保・魚類の繁殖保護のため、漁業協同組合が行う稚魚放流事業への支援を継続的に実施するとともに、長良川・和良川のアユを初めとする郡上ブランドの向上を促進いたします。

森林・林業については、平成27年4月に大型製材工場が稼働し木材需要が増加することから、造林推進事業において、一部補助率をさらに嵩上げし搬出間伐による木材生産量増加に取り組み、林業・林産業を振興いたします。さらに、木材生産効率を高めるため、高性能林業機械による集材・

造材技術を有する人材を育成いたします。

また、木材生産林・公益的機能森林のゾーニングを行い、木材生産林においては伐採跡地の森林再生のため低コストの手法による再造林を推進することで、森林資源の循環を目指します。里山林や奥地の水源林等の公益的機能森林では、景観向上・水源涵養・災害防止など公益的機能の維持増進に努めます。なお、大規模な皆伐については、皆伐施業ガイドラインに基づき、適正な皆伐が実施されるよう指導を行います。このほか、郡上市産材住宅建設等支援事業については、新築・購入に対する補助に加えて、増改築とその内装材について補助対象を拡充いたします。また、公共施設等の木造化を進めます。

農業・林業の振興を図るため、県営中山間地域農村活性化事業等により、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を行うとともに、公共林道整備事業等を活用した林道整備を計画的に実施いたします。また、山地荒廃による土砂災害を防止し、安定した森林づくりのため治山事業の促進を図ります。

畜産振興については、和牛では引き続き優良資質を持つ系統雌牛の保留に努め、より一層の雌牛群の改良を進めます。また、超音波診断装置を活用した生体の肉質推定を行い、肥育管理技術の改善を図ります。平成29年度の第11回全国和牛能力共進会宮城大会出場を目指し、育成マニュアルの作成により、子牛育成技術の向上を図り候補牛の作出に取り組みます。乳牛では、優良後継牛の確保と、新たに性選別精液を活用した効率的な後継牛生産を推進します。このほか、口蹄疫・鳥インフルエンザなど畜産経営に壊滅的な影響を及ぼす伝染病の侵入防止のため、家畜飼養衛生管理基準の啓蒙普及に努めます。

次に、商工振興については、商工業の自立的かつ持続的な発展を促すため、経営指導のほか新たに利子補給制度の創設や小口融資制度を拡充するなど、資金面での支援を充実します。あわせて、創業を志す方のために創業塾の開催や創業時融資制度による支援を行います。また、市民生活に影響を及ぼす商工業の廃業をできるだけ阻止するため、事業の承継支援や地域に必要な商店の修繕や備品購入を新たに支援いたします。

郡上の多彩な資源と高い製造技術を生かした「売れるモノづくり」をさらに促すため、新商品開発支援事業として、各種セミナーの開催や国内各地での商談会及び物産フェアの出展を支援するなど、魅力ある郡上製品の創出と販路拡大に取り組みます。特に、「食の王国づくり」として、「食」による、食べ物による産業の創出と消費拡大につなげるため、食のイベントの開催や参加支援を通じて、御当地グルメの情報発信と食の産業資源化に努めます。

企業誘致については、既存の工場適地に対する企業誘致活動を進めつつ、新たな工業団地の取得を検討いたします。これには、工場等設置奨励金制度を一層充実することで、市内企業の規模拡大とともに新たな企業進出を促し、雇用の場の創出と拡大を図ります。また、人出不足、人材不足が

顕著になりつつあることから、市内企業の人材確保を進めるため、高校・大学等の就職担当者と市内企業の人事担当者との情報交換会や企業説明会の開催、企業紹介誌、紹介動画の作成などを行うほか、新たにUターン・Iターン者を採用し、雇用を拡大する企業を支援いたします。

観光振興については、「郡上市観光振興ビジョン」を検証し、観光動態などを分析することで、平成28年度以降5年間の観光振興計画の策定を行います。今春の3月、間もなく開業する北陸新幹線の対策として、首都圏・北陸圏における観光宣伝活動を強化し、観光入り込み客の増加を図ります。

フィルムコミッション事業として、ロケ地や取材対象に関する情報をインターネット等により発信し、マスコミ、映像関係者を訪問、招聘することで誘致活動を行います。また、市民によるメディアサポーターと協働で地元の方々の協力を得ながらロケや取材の受け入れを積極的に行ってまいります。

外国人観光客誘致については、広域連携により東アジア、東南アジアを主なターゲットとして観光宣伝を行います。また、外国の観光客を受け入れる側の知識や施設について観光事業者と協力して環境整備を推進します。数カ国の言語による郡上市の魅力伝えるプロモーション映像を作成し、広く国内外に発信をいたします。

郡上八幡城誘客促進事業として、スタッフが歴代城主などに扮して市の歴史を観光客に紹介し、八幡城を訪れることの魅力を向上されます。

市有の観光施設については、効率的な経営を目指し、地域を取り巻く状況を考慮するとともに、十分協議しながら民間への譲渡を推進します。

以上、「産業・雇用」の施策に14億1,913万円、全て一般会計でございますが、これを計上いたしました。

次に、2つ目の柱であります「環境・防災・社会基盤」についてであります。

水道事業については、徹底したコスト削減と財政事情も勘案しながら効率的な水道施設統合を進めることにより、安全・安定供給による持続可能な事業形態を目指します。また、引き続き有収率——収入が有る率と書きますけども、有収率の低い施設を重点に計画的に漏水調査を実施し、漏水箇所の修繕を行うとともに、老朽管布設替え等により有収率の向上に努めます。

市内全域にわたる水道施設統合については、高鷲南部及び大和中央は平成27年度の完成、高鷲北部及び八幡南部の統合事業は、平成28年度の完成を目指します。

次に、下水道事業については、集合施設整備計画による施設整備は全て完了したので、今後は施設の適切な運転及び維持管理を行い、公共用水域への水質保全に努めます。さらに、コスト削減と接続率の向上を図り、健全な経営を目指します。また、下水道事業資本費平準化債3億2,000万円を発行し、世帯間の負担の公平化を図ります。

次に、廃棄物処理対策については、郡上クリーンセンターや北部クリーンセンター、環境衛生センターの適切な運営に努めます。ごみ減量対策として、4R、いわゆる断る、減らす、繰り返し使う、資源として再利用する、この4つの運動のことでございますが、この4Rの推進、分別の徹底、生ごみ減量化の推進に努めます。

環境保全対策としては、不法投棄防止対策事業等に引き続き取り組みます。また、施設の統合により休止した白鳥町にある北部清掃センター、これは焼却施設でございますが、この北部清掃センターについては、調査費を計上して、解体取り壊しに着手いたします。

次に、再生可能エネルギーの推進については、石徹白における民間主導の再生可能エネルギーによる地域づくりへの取り組みを引き続き支援してまいります。

小規模型小水力発電を推進するため、実証実験を伴う実践型自然エネルギー学校を開校し、事業化の検討を行います。県営事業により整備している白鳥町石徹白地内の施設が運用を開始し、さらに白鳥町阿多岐地内及び白鳥町干田野地内での施設を整備いたします。

消防・防災については、市民の安全・安心を確保するため、地域防災力のかなめである消防団の充実強化を目指し、自治会と連携して消防団員を確保するとともに、計画的に防火衣の更新整備とヘッドライトの配備を行います。また、一般団員・班長への年報酬の増額、新たに実際の火災や自然災害などの災害時の出動手当の給付など、消防団員の処遇を改善してまいります。

地域の防災活動の核となる自主防災組織の育成支援及び防災士の組織化と資格取得の支援、避難所指定の見直しを反映したハザードマップの全戸配布と避難所表示看板のつけかえ設置、地区集会所の耐震補強工事に対する支援を行います。さらに、災害時等における支援物資の集積・配送及び観光客等の帰宅困難者の一時滞在場所として、道の駅古今伝授の里やまとに太陽光発電設備、蓄電池、まきストーブ等を設置いたします。そのほかに、平成30年度に音声告知端末の保守期限が終了するため、同報系防災行政無線の戸別受信機の設置による市全域の統一について検討してまいります。

次に、常備消防については、消防職員の資質向上による組織強化を図るため、救急救命士の養成をするとともに、山間地活動隊の組織化による大日岳等の山岳部での救助・捜索活動への備えを充実します。また、岐阜県防災航空隊へ職員1人を派遣し、空陸連携体制の一層の強化に努めます。

消防施設については、消防力の維持強化を高めるため、更新整備する救助工作車とともに、老朽化した救急救助用資機材の更新を行い、瓦れき内からの救助や化学・生物災害にも対応できる資機材の整備により多様化する災害への備えを充実いたします。

幼児から高齢者までを対象とする交通安全指導の実施及び交通安全対策施設の整備、消費生活相談員の新規雇用、防犯灯の設置支援と街路灯のLED化の推進にも取り組みます。

次に、社会基盤整備については、東海北陸自動車道の4車線化の早期完成を初め、直轄国道であ

る大和改良、徳永歩道及び為真歩道や、県事業による濃飛横断自動車と良金山道路や郡上南部広域農道及び主要地方道金山明宝線の（仮称）めいほうトンネル等の継続事業の促進を図ります。国道156号郡上大橋架けかえ事業の早期事業着手などについても、関係機関へより一層の働きかけを行います。また、県営基幹農道整備事業については、高鷲北部農道が新たに事業着手をされます。

本市の基盤整備事業としては、社会資本整備総合交付金事業や合併特例道路整備事業等による道路、橋梁の整備と維持管理、災害危険箇所を解消するための河川改修や急傾斜地崩壊対策事業の実施、また、冬季の市民生活に支障を来さないための除雪体制の整備・確保に努めます。

主な内容として、大和町の市道剣万場線の万場橋等の橋梁の耐震補強・長寿命化のための改修等の継続実施をいたします。道路ストック総点検事業による道路の路面、構造物等の調査点検をもとに道路改良及び維持補修の優先度を考慮しながら、八幡町の市道生屋区内1号線改良等を計画的に実施します。道路新設改良事業では、八幡町小那比地内の郵便坂線改良に向けて予備設計に着手いたします。また、沿道林修景整備事業では、市直営と自治会提案型を併用して道路環境整備とライフラインの確保を積極的に進めます。あわせて、新規にライフライン保全対策事業により、積雪等による倒木が原因で発生する停電防止対策として立木伐採を行います。

本市の良好な景観を保全し、快適な住環境を形成するため、「郡上市景観条例」等に基づいた規制、誘導とあわせて景観百景の認定及び事業支援により、景観形成に対する市民意識の高揚と個性的で魅力あるまちづくりに取り組みます。また、八幡都市計画区域の都市機能充実に向けた「都市計画マスタープラン」を策定し、郡上八幡の個性を生かした自立型のまちづくりを目指します。あわせて、八幡市街地においては、平成26年度に作成した「都市再生整備計画」に基づき、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区の無電柱化事業を中心に歴史的風致を生かしたまちづくりを推進してまいります。

次に、空き家活用促進事業については、八幡町市街地の空き家を希望者へ貸し出すことなどを郡上八幡産業振興公社と連携し制度化し推進をいたします。また、テレワークのまち郡上推進事業については、空き家を活用したモデルハウスを開設し、テレワーカーの移住による産業振興と移住・定住を促進いたします。

市営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき引き続き適正な維持管理に努めます。

次に、公共交通については、「地域公共交通総合連携計画」を基本に引き続きバス路線の維持に努め、市民の通院、買い物など日常生活における移動手段の確保と利便性の向上を図ります。なお、厳しい経営状況にある乗り合いバス事業者の車両更新に際して、公有民営方式により事業者の負担軽減と利用者の安全確保を図ります。バスについても利用者が年々減少する現状であり、高齢者を対象とした試乗体験などを実施し利用促進に努めます。

また、長良川鉄道については、国の地域経済循環創造事業交付金を活用し、産学金官、この場合

の金は金融機関という意味ですが、産学官の連携により既存車両を観光列車に改造し、利用促進と地域の活性化を図るとともに、引き続き、沿線市町と連携し運行を支援してまいります。

ケーブルテレビ事業については、平成25年度から指定管理者制度の導入により、株式会社郡上ネットに委託し順調に管理・運営をしております。今後は、今まで以上に地域に密着し、市民に親しまれるケーブルテレビとして発展するよう努めてまいります。

携帯電話等エリア整備事業については、市内における携帯電話不感地域を解消するため、八幡町野々倉地内に携帯電話鉄塔基地局の整備を行います。

平成26年度に総合行政情報システムを導入したことにより、業務の効率化、災害対策やセキュリティの強化が図られ、今後は社会保障・税番号制へ対応したシステムへ改修してまいります。そして、行政ネットワーク機器更新により安定したネットワーク運用と保守管理経費の削減に努めます。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に50億804万円、内訳は、一般会計32億2,891万円、特別会計17億5,915万円、企業会計1,998万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱であります「健康・福祉」についてであります。

去る1月15日に「日本一住みたいまち、子育てしやすいまち」の実現を目指す「郡上っ子応援宣言」を発表いたしました。郡上市は、平成27年度からの5年間の計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、この「郡上っ子応援宣言」を具体化するため施策のさらなる充実に努めてまいります。

まず、不妊治療対策の拡充として、健康保険適用外の人工授精に係る費用を助成する一般不妊治療費助成制度を新たに創設するとともに、同じく健康保険適用外である母子1カ月健診に係る費用を全額助成する制度を創設いたします。また、母子の健康サポート体制を強化することで、安心して子育てできる環境を整えます。

次に、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、保育園の保育料をさらに減額し、保護者の経済的負担を軽減します。また、公立保育園において、自園で調理している給食は、栄養士がアレルギー対応メニューを作成し、安全・安心な給食の提供に努めます。

保護者からの要望に応じて放課後児童クラブ数を拡大するとともに、保護者負担分のクラブ利用料金を軽減いたします。

次に、健康づくり施策において、生活習慣病予防のための重点として取り組んでいる特定健診・特定保健指導を初め、各種がん検診の受診勧奨を市民協働のもとに推進してまいります。

健康な心と身体を維持するためには、規則正しい食習慣が大切であり、「郡上市食育推進基本計画」に基づき、みんなでつくる郡上の食育を推進しています。さらなる充実に目指し、次期基本計画を市民協働のもとに策定いたします。

高齢福祉施策については、向こう3年間の計画期間とする「高齢福祉計画・第6期介護保険事業

計画」に基づき、介護給付の増加に対応するために必要な範囲で介護保険料の引き上げをお願いするとともに、高齢者が生きがいをもって健康な生活を営むことができるよう努めます。中でも要支援者に対する訪問介護や通所介護サービスが、国の制度改正により平成29年度までに一律の保険給付から市による地域支援事業へ移行することから、高齢者の多様なニーズに対応したサービス体制とその担い手を確保するため、新たに「高齢者生活支援サポーター養成事業」に着手いたします。

認知症に対する市民の理解を深めるため、認知症サポーターの養成を継続するとともに、自治会や事業所等と協力して、地域の見守り体制を強化いたします。

郡上偕楽園については、浸水被害の想定や安全性を高めるための方法等、費用対効果を含めて将来のあり方を多面的に検討します。明宝デイサービスセンターには、木質バイオマスボイラーを導入し、ボイラー更新にあわせて地域内でのエネルギー循環システムの確立を図ります。

次に、障害福祉施策は、平成27年度からの3年間を計画期間とする「第4期障害福祉計画」に基づき、障害者の相談支援の充実と社会参加を促すため、複数の障害福祉サービス事業所により設立をされました「NPO法人生活支援ネット・ぐじょう」に自発的活動支援や権利擁護支援に関する事業を委託し、市民の理解と啓発に取り組みます。

さまざまな施策を包含したトータルライフに考慮した「健康福祉推進計画」が平成27年度をもって終期を迎えるため、実態把握調査の結果を踏まえ、次期計画の策定を市民協働のもとに進めます。

地域福祉施策としては、新たに生活保護に至る前の生活困窮者の自立と尊厳の確保を目指す生活困窮者自立支援事業に取り組むとともに、社会福祉協議会と連携のもと、地域の実態に即した支援体制の整備に努めます。

次に、国民健康保険は、国において国保運営の広域化など医療保険制度改革の骨子が示されているところでございます。その取り組みの一環として、高額な医療費に対する再保険制度である保険財政共同事業は、平成27年度から全ての医療費を対象とするよう拡大されます。本市においては、被保険者数の減少により保険税収入が伸び悩み、一方では医療の高度化等により医療費総額は増加傾向にあります。このため、引き続き一般会計から7,500万円を繰り入れるとともに、基金から同額の7,500万円を取り崩して国保財政の健全化に努めます。

次に、医療分野については、本市では医師不足が顕在化しており、病院群と診療所群の役割を踏まえつつ、生活の身近な場所で適切な医療が提供できるシステムの構築が喫緊の課題であると捉えております。

公立2病院では、医療サービスを安定して提供するため、計画的な医療機器の整備・更新や医療従事者の確保対策を進めるとともに、民間医療機関との連携や人材育成など、地域医療体制の強化に努めます。また、国保白鳥病院内で病児・病後児保育を開設いたします。

さらに、平成27年度からは、地域の特性に即した医療の提供はもとより、健康づくりや福祉領域

の支援にも関与する体制を強化するため、県が示す「岐阜県北西部地域におけるへき地医療広域連携構想」に基づき、広域連携のもとに持続可能な地域医療体制の構築を目指す仕組みづくりを進めます。このため、現行の郡上市地域医療センターを発展的に拡大し、国保白鳥病院を基幹病院として、周辺自治体のへき地診療所を含めた地域医療を支える新たなモデルとなる「県北西部地域医療センター」を立ち上げます。このことに伴い、病診連携のさらなる強化を図るため、市内の各診療所にも電子カルテ・オーダーリングシステムを導入をします。

以上、「健康・福祉」の施策に135億2,023万円、内訳は、一般会計32億179万円、特別会計100億9,529万円、企業会計2億2,505万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱であります「教育・文化・人づくり」についてであります。

郡上市の教育は平成26年度から平成30年度を実施期間とする「郡上市教育振興基本計画」に基づき、次のような具体的施策によって充実度を高めてまいります。

まず、学校教育では、子どもたちの生きる力を高め、郡上市の未来を築いていく「郡上人」を育てる教育を推進します。少人数指導を取り入れた事業改善やICTを活用した指導法の研究を進めるとともに、ふるさと学習として長良川の自然体験や郡上のおどりなどの伝統芸能、郷土の食文化体験など、郡上の自然や文化、歴史の価値について体験を通して実感できる郡上学の充実を図ります。また、広い視野からふるさとを学ぶために、中学生による東京都港区との交流活動を継続するとともに、中高生の希望者を対象にしてALT、いわゆる外国語指導助手の皆さんですが、このALTの皆さんと会話を全て英語で生活する日「オールイングリッシュデー」を実施いたします。

市内の私立・公立幼稚園については、「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付を受ける施設へ移行し、保護者負担を軽減してまいります。

次に、学校施設整備では、中学校3校、小学校6校及び幼稚園1園において屋内運動場、校舎等の耐震化工事を実施します。このほかに、耐震補強が困難な小川小学校の改築を実施し、平成27年度中に、冒頭申し上げましたように、全ての小中学校施設の耐震化を完了することといたしたいと思っております。

就学支援では、経済的理由によって就学困難である高校生や大学生等のため、引き続き無利子の奨学金貸付制度及び教育ローン利子補給制度を実施いたします。

社会教育では、自治会や学校等との連携を深めるため、公民館専任主事を中心として、公民館体制の定着や公民館講座などの活動の充実を図ります。公民館活動を市民にPRする機会として「公民館まつり」を開催するとともに、女性、青年が集い、活動することに対する支援も行います。

市民の文化活動の充実を図る事業として、第20回古今伝授の里短歌大会を開催するほか、「ジュニア短歌育成事業」や「歌となる言葉とかたち展」、「円空のこころ子どもの造形大賞事業」の実施など、地域文化の継承活動等を展開してまいります。今回初めて、高雄・気良歌舞伎の青年が中

心となり企画する青年歌舞伎の公演開催を支援いたします。

次に、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区において、建造物の修理・修景事業を行うとともに、平成26年度に策定した防災計画に基づき、実施設計等に取り組みます。県指定である郡上八幡城跡の城郭や城域の調査をし、範囲の確定と保存管理のための計画策定を国の補助を受け進めます。

また、市内全域を対象とした古文書や歴史資料、文化財・重要美術工芸品等を収蔵する施設の整備に向けた実施設計にも取り組みます。

また、冒頭にも申しましたが、たかす町民センター内に、「開拓時代」をコンセプトとした高鷲民俗資料室の整備を進めます。

郡上市史については、編纂委員会、編集委員会を開催し、市史編纂事業を進めます。その中で史資料の収集、調査を行い、郷土の歴史の再検証をし、市民にその成果を郡上学などを通して提供してまいります。

郡上学講座については、平成27年度から郡上学総合講座は市長公室企画課所管事業とし、教育委員会社会教育課では、歴史や文化分野等を主にして郡上学講座を開催します。また、より地域に密着した講座として、地域公民館主催の郡上学地域講座を開催するとともに、郡上かるた大会を引き続き開催してまいります。

生涯学習では、「学びネット郡上」を全戸配布し、生涯学習講座や、市民アイデア講座などの情報を提供するとともに、学びの場を提供します。読書活動では、子ども読書活動推進計画が、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする第2次計画期間に入っております。ブックスタート事業を継続するとともに、家読、家での読書と書きますけども、家庭で読書する運動、家読の推進、また、学校図書館との連携を図るための図書館体制づくりに取り組んでまいります。

次に、スポーツ振興では、高鷲町を会場に「J S B A全日本スノーボード選手権大会」がことしの冬に引き続き来年も開催をされます。また、バレーボール元日本代表選手によるドリームチームとの親善試合、バレー教室を開催します。スポーツによる地域づくりを「2020年郡上市スポーツ・ツーリズム」と位置づけ、2017年札幌アジア冬季大会、2020年東京オリンピック・パラリンピックなど全国・世界レベルの大会に向けた合宿誘致活動などを推進してまいります。

また、郡上市ゆかりのソチ冬季五輪スノーボードハーフパイプ銅メダルリスト平岡選手をスポーツアンバサダー（親善大使）に委嘱し、スポーツを通じたシティープロモーション活動を実施してまいります。

郡上市の特色あるスポーツとして、これまでの相撲に加えて剣道、スノーボードを含めたスキーを強化種目に位置づけ、組織力強化や各種大会での一層の活躍ができるよう競技力の向上を目指すとともに、少年スポーツにおける指導者の育成及び資質向上を図ります。

また、2016年の全国レクリエーション大会岐阜県開催に向け、より多くの市民の皆さんがスポー

ツに親しんでもらえるよう「1市民1スポーツ」を基本目標に、軽スポーツ大会やウォーキング教室等の開催、親しみやすいスポーツ種目の研究や普及活動を推進します。

なお、新教育委員会制度で設置を求められている総合教育会議は、その事務局を市長公室が所管し、市長と教育委員会の協議・調整、より一層緊密な連携を図ります。新教育長については、現行の教育長と教育委員長を一本化する改正であります。平成27年4月1日の施行日現在在任中の教育長は、教育委員としての任期満了まで現行制度の教育長として在職するものといたします。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に17億5,239万円、内訳は、一般会計17億2,155万円、特別会計3,084万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱であります「自治・まちづくり」についてであります。

郡上市住民自治基本条例の基本理念である、市民がまちづくりの主体として活躍できる郡上市の実現を目指し、市民みずからが地域の課題を解決する活動に対する支援に加え、まちづくりアドバイザー派遣制度を新設し、自治会等が行う地域活動への人的支援を行います。

市民協働については、「市民協働センター」の運営を引き続き市民協働センター運営委員会へ委託いたします。

「郡上市NPO法人連絡協議会」にかわるネットワーク組織として、法人化していない市民活動団体も含めて、「郡上市市民活動団体連絡協議会」を設立し、市民協働センターが事務局機能を担いながら、さまざまな活動団体の情報交換の場、研修の場としての活動を行っていきます。引き続き、市民協働の啓発、研修の場として「まちづくりフェスティバル」も開催いたします。

交流・移住推進事業については、これまでの取り組みにより着実な成果が上がっていることから、引き続き事業の運営を交流・移住推進協議会へ委託し、情報発信や窓口相談などの、交流・移住事業に取り組みます。

平成27年度は、「次世代型・郡上式移住推進」をテーマに、職・住まい・地域が連動し、大都市圏での次世代型移住相談会を開催するほか、移住してほしい人を具体化して呼び込む募集型移住の促進に取り組みます。

地域おこし協力隊については、隊員を8人に増員し集落支援や地域振興に向けた体制を強化します。

合併・市制施行10周年を機に誕生したマスコットキャラクター「郡上良良ちゃん」の活動を広げるため、軽快な動きのできる2号機の着ぐるみを作成し、イベント、地域おこし、特産品の紹介など、多くの施策のPRに活用します。

国内の都市交流については、「友好都市市民交流推進事業補助金」を創設し、本市と友好都市協定等を締結した5都市との市民間での相互交流が活性化するように、交流に係る費用を支援します。三重県志摩市とは引き続き、職員の人事交流を行います。

次に、火葬場整備については、「郡上市火葬場整備基本計画」などにに基づき、老朽化した現在の白鳥斎場を、（仮称）郡上市北部火葬場として建てかえるため、実施設計を行います。

2017年に「白山開山1300年」を迎えますが、その機運を盛り上げるため白山開山1300年関連事業として、木曾三川流域自治体サミットなどを行います。

以上、「自治・まちづくり」の施策に2億3,081万円、全て一般会計でございますが――を計上いたしました。

次に、6つ目の柱であります「地域振興」についてであります。

郡上市総合計画後期基本計画の地域振興施策に基づき、本庁、振興事務所、地域協議会が連携して個性あふれる取り組みを進めます。そのため、引き続き振興事務所長の裁量において地域振興推進事業を実施し、地域固有の資源、文化等を生かした魅力ある地域づくりを目指します。

さらに、地域協議会において議論した地域の将来像や地域振興施策については、平成27年度中に策定する第2次総合計画や、先ほどの地方創生に関連する郡上市版総合戦略に効果的に盛り込み、今後の事業推進につなげていくことといたします。

最後に、7つの柱であります「行財政改革」についてであります。

今後も、厳しい財政状況が続くと見込まれるため、計画期間の3年目を迎える「第2次行政改革大綱」に基づく取り組みを着実に実施し、身の丈に合った行財政体制づくりを推進いたします。

特に、今、全国的に課題となっている公の施設等の老朽化への対応が急務であり、本市においても庁舎を初め合併前に整備された同種あるいは機能の類似する公共施設が数多く存在するため、平成27年度からの2カ年で公共施設の全体的な現状と課題について、道路等の基盤インフラを含めて整理分析するとともに、今後の公共施設管理の指針となる「公共施設等総合管理計画」を策定し、長寿命化対策や将来の適正配置などについて検討してまいります。

歳入面では、自主財源確保ため適正かつ公平な課税を心がけるとともに、滞納税額の削減に一層努力いたします。

歳出面では、経常的経費の抑制など可能な限りの経費削減に取り組みます。

職員給与費については、定員適正化計画の着実な取り組みにより職員数の削減を続ける中、平成26年の人事院勧告に基づく給料表及び諸手当のプラス改定等の影響により、全会計で4,151万円の増額となりましたが、このうち一般会計においては職員の退職等による減額がプラス改定等の影響額を上回り2,362万円の減となりました。また、これまで極めて低い水準に抑えておりました管理職手当については、一定の引き上げ改定を図ることといたしました。

今後とも、職員の給与については、民間給与や国家公務員給与との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ適切な措置を講じていくとともに、人件費の抑制に影響を及ぼす定員適正化については、定年退職者の再任用制度の適正な運用による公務能率の維持を図りつつ、

適切な新規採用枠の設定による職員の年齢構成の計画的な平準化を目指します。

一般会計における公債費では、「公債費負担適正化計画」に基づく、これまでの地方債の借入額抑制や繰上償還により、地方債の元利償還金は51億8,126万円で、平成26年度からは4億139万円の減となっております。また、実質公債費比率が平成25年度決算をもって16.8%となり、徐々にではありますが、財政健全化への取り組み効果があらわれていると考えております。平成27年度末の一般会計市債残高見込みは373億6,751円となり、平成26年度末に対して15億9,493万円の減額となる見込みであります。

それでは、最後に、議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。今議会において審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

今回提案をいたしました議案等は、合計99件で、その内容は、専決処分の承認が1件、人事案件が2件、条例の制定、一部改正に関するものが27件、平成26年度補正予算関係が14件、平成27年度当初予算関係が23件、指定管理者の指定が20件、その他12件であります。

まず、初めに、議案第1号は、道路除雪経費について専決処分した平成26年度郡上市一般会計補正予算、専決第2号の承認を求めるものであります。

次に、議案第2号は、郡上市教育委員会委員の任命同意を求めるものであります。

議案第3号は、人権擁護委員候補者3名の推薦について意見を求めるものであります。

議案第4号は、郡上市行政手続条例の一部改正についてであります。行政手続法の改正の趣旨にのっとり、同法と同様、行政指導の中止等の求めなどに関する所要の規定を整備するものであります。

議案第5号から第10号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、4件の関連条例を一部改正するとともに、2件の条例を新たに整備するものであります。

議案第11号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。地区集会所等の4施設について、公の施設としての位置づけを廃止するものあります。

議案第12号は、郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償を支給するものであります。

議案第14号は、郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。同センターをめいほう高原開発株式会社に譲渡することに伴い、同条例を廃止しようとするものであります。

議案第15号は、郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部改正についてであります。郡上市に進出する企業及び市内企業の事業拡大に対する支援を拡充するためのものであります。

議案第16号は、いわゆる航空宇宙産業特区の指定に伴い、郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。工場立地法に係る緑地規制を緩和するためのものであります。

議案第17号から第19号は、県営農村環境整備事業で整備している石徹白1号用水発電所が平成27年3月に完成し、岐阜県から郡上市に施設移譲されることに伴い、新たな条例制定等の所要の規定を整備するため、これらの条例を定めるものであります。

議案第20号は、県北西部地域医療センター条例の制定についてであります。同地域において、広域連携のもと地域医療を確保するためのものであります。

議案第22号から第24号は、子ども・子育て支援法の施行に伴い所要の規定を整備するため、2件の関連条例を一部改正し、郡上市保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

議案第25号は、郡上市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険料の改定及び地域支援事業の経過措置を規定するため、この条例を定めるものであります。

議案第27号から第30号は、介護保険法の一部改正等に伴い所要の規定を整備するため、2件の関連条例を改正し、新たに2件の条例を制定するものであります。

続きまして、議案第31号から第44号までは、平成26年度郡上市一般会計補正予算を初めとして合計14会計における予算の補正をお願いするものであります。詳細の内容については追って各部長等から説明を申し上げます。

次に、議案第45号から第67号までは、平成27年度郡上市一般会計を初めとして、郡上市病院事業等会計に至るまでの合計23会計における新年度予算であります。冒頭の前編成方針等の説明で考え方を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第68号から第87号までは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟を初め、20施設の指定管理について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号は、過疎地域自立促進計画についてであります。明宝及び和良地域の過疎地域における新規事業の追加及び事業費の変更等が生じたため内容を変更するものであります。

議案第89号は、辺地総合整備計画についてであります。辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を行うため、平成27年度からの5年を期間とする市内6カ所の辺地計画を策定するものであります。

議案第90号から96号までは、財産の無償譲渡についてであります。第90号につきましては、民間事業所としての施設の効率活用を高めるため、めいほう高原自然体験センターをめいほう高原開発株式会社に無償譲渡するものであります。そのほか6件の議案につきましては、施設の効率活用及

び自治組織の活性化に寄与するため地区集会所施設等について、地区会、自治会へ無償譲渡しようとするものであります。

次に、議案第97号は、字区域の変更についてであります。八幡地区の県営土地改良事業の施行に伴い、字区域を変更する必要があるため行うものであります。

議案第98号は、市道路線の認定についてであります。道路新設に伴い和良地域の2路線を市道道路に認定しようとするものであります。

以上が、本会議に提案しました議案の概要であります。このほか専決処分について和解及び損害賠償の額が決定したものを1件報告するものであります。また、今般の国の平成26年度補正予算による住民生活等緊急支援交付金に係る平成26年度一般会計補正予算につきましては、現在精査中であり、冒頭申し上げましたように、今会期中に追加上程する予定でありますので、よろしく願い申し上げます。

以上が、今議会に提案をいたしました議事の概要であります。詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から説明申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます、私からの挨拶並びに予算編成方針、議案の提案説明といたします。平成27年3月2日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。ここで暫時休憩をいたします。開会は11時10分とします。

(午前10時58分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

○議長（尾村忠雄君） ここで、市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） ただいま、先ほど提案説明をさせていただきましたが、提案説明の中で、議案について言及をしなかった議案がございましたので、ちょっと御指摘を受けましたので、追加して御説明をさせていただきたいと思いますが、13号と26号という条例改正につきましては、引用法律の法律名が変わった、あるいは条項文の数字が変わったということだけの軽微な改正でございましたので、言及をいたしませんでした。ただ、御指摘のありました21号は、市民病院の医師の、これまでなかった分娩手当、医師、助産師の分娩手当を設けるものでございますので、これは申し上げるべきだったと思います。追加して、この21号は、その他の改正もございますが、市民病院の医師と助産師の分娩手当をそれぞれ新設するものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

す。よろしく申し上げます。

---

◎議案第1号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成26年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））。

平成26年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年12月25日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いいたします。平成26年度郡上市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292億5,730万7,000円とする。

2項は省略させていただきます。

事業概要書の一覧表のほうを、概要説明一覧表をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。歳入、普通交付税4億8,500万円でございます。確定によるものでございます。歳出、道路除雪経費、補正額4億8,500万円、平成26年12月の降雪に伴う出動回数の増加によるものでございます。委託料が4億8,015万円、また需用費として凍結防止剤購入費が485万円の増でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この冬は、ほんとに合併以来の降雪と申しますか大雪でなかったかしらんというふうに思っております、担当の部署の職員の方も、除雪業者でありオペレーターの方も大変御苦労されたんでないかというふうに思っております。そんな中で、この郡上市が策定をした平成22年から24年までの、これ暫定指針とはなっておりますけれども、雪とともに生き、冬期を快適に過ごすために、郡上市克雪対策指針というのが手元にあります。これちょっと引用して紹介するんですが、この指針の目的というのは、積雪時における道路交通の確保、高齢社会における屋根の雪下ろし等の課題について、計画的な対策指針を樹立し推進することにより、市民生活の安心と安

全を確保することを目的としますと。同時に、雪を克服するということで、克雪への取り組みで市の担うべき役割、市と市民ともが協働して担う役割、市民等が担うべき役割を明確にすることにより、市民協働による地域づくり、あるいは地域コミュニティーの活性化を推進することを目的としてこの指針ができております。

その中の除雪、除排雪対策の基本として、1つ目に道路交通の確保というのがあるんですけども、これによると、道路交通の確保については主要幹線道路、バス路線、通勤、通学道路、公共施設連絡道路等、その重要度に応じて地域ごとに除排雪計画を立てて、効率的に除排雪を行うものとするというのがこれ基本の方針のようであります。そして、建設部、建設総務課が所管で行う道路除雪対策の基本方針の中に、積雪時における主要道路の交通を確保し、安心・安全な道路維持のため、国や県の関係機関と連携し除雪作業を行いますと。車道除雪については、積雪が10センチに達したら除雪作業を開始するものとし、除雪計画路線の交通を確保します。

また、通学路に指定されている市管理道路の歩道除雪は、積雪が午前7時に20センチに達すると予想される場合に実施しますということですが、私の住んでおりますこの八幡市街地では、ことし大雪で住民が大変除雪に苦勞したわけでありましてけれども、この指針による一つの基準である10センチ以上の積雪があっても、除雪が行われないということですが、そのあたりの事情についてはどのようなようでありますか。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今上田議員さんが言われました件でございますけれども、その指針においては、10センチ、20センチ等という基準を守って除雪に入るわけですが、それで、今言われたように施工業者におきまして、市内の業者は、県道、国道、あるいは民間から頼まれたようなところも業者はかぶって除雪作業をやられるわけで、やはりそういったことも含めて県との除雪の会議等も細かくやりながら、幹線道路から重点的に除雪していくということをやっております。

それで、今言われます市街地につきましては、従来から、私が八幡町役場に入らせてもらったときからでと思っておりますけれども、とき以前からと思っておりますけれども、市街地については市民の方でやっていただくと。どうしてかといいますと、人家が連たんしてございまして、押していけないというようなことが今まであったんでないかなという記憶はしておりますし、ただ、その雪の基準ではそういった基準に抑えておりますけれども、五六豪雪のときの記憶ですと、やはり、一応市街地は自分たちでやっていただきたいという決まりの中でしたけれども、やはり皆さん除雪に疲れてまって、屋根の雪下ろしもせな潰れるといったようなことも心配されて、各、北部、南部、東部でしたか各自治会長さんからそういった要請があつて、それで検討した中で、新町あたり、榊形あたりでもそうですけれども、きょうは右側の家側を交通どめして屋根の雪下ろして、道路に傾いてる雪も下ろすといったようなことで対応はしてきておりますけれども、それはやはり状況に応じて、今

後ともそういった積雪量のときには、やはり協議する中で検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで、ちなみにことし専決でお願いをしておりますけれども、合併してから平成17年が一番多かったわけですが、ちなみに平成17年で、ひるがのでいきますと5メートル、降雪累計ですが、ひるがので5メートル80、それから長滝で5メートル15、大和の大間見で4メートル19でしたけれども、今年26年におきましては、ひるがので7メートル26、それから長滝では6メートル51、それから大間見では5メートル39といったように、17年の積雪量もはるかに超えとる状況ですので、今回この件につきましてもお願いしておるわけでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この八幡の市街地の除雪対策については、今武藤部長が説明をされたとおりの事情であるということは承知をいたしております。ただ、そうした、自分たちのことは自分たちですということが取り決められたときと、そして、何十年たつて今のこの八幡市街地の住んでおる人の事情を、それを思うとき、今回一般会計の予算案にも出ておりますけれども、空き家が大変ふえてきておるといふことと、住んでおる人も高齢者世帯が多くなっているといふことで、なかなかその取り決めをしたときのころと事情が様変わりしておって、なかなか自分のとこの前の降雪も除雪できないというようなことが、新しいこの事情として起こってきておると思うんですけれども、そうしたことで今後の、特にこの八幡町市街地の除雪対策ということについては、この克雪対策といえますか、どのような考えをもつてみえるんでしょう。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今後ですけれども、今話させていただいたように雪の量にも関係ありますけれども、今後ですけれども、やはり市街地の中でも、町内によっては水路に水が流れておる町内もあれば全く水の流れとらん町内もあるといったようなことで、八幡の市街地全体の中でやはりもう一度、今の水の流れておらん水路系統のどこへ水を配分する方法はないかとか、そういうことも今後一つの案としては考えていくべきでないかというふうに思っております。

それで、確かに年々除雪の委託しております業者さんのほうも年々高齢化していつて、職員もおらんくなってやめていかれる方もみえますので、それは全体的に、郡上市全体の除雪のことに関係もしてくると思いますので、市街地については僕は今の、少しでも冬場水路の水のないところへ、そっちへ配分する方法はないかとかそういうことも、全部には一遍にはできませんと思いますけれども、そういうことも考えて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 私も年明け、近隣の地区会のそうした会に呼ばれてお話を聞く機会があったんですが、一つの改善策として、今武藤部長が言われたように、少しでも水路、用水に水が流れておると、そこへ除雪した雪を入れておきやあ自然に溶けるというようなこともあるし、もう一つ、できればグレーチングをふやいてもらおうと捨て場の箇所もふえるんで、何とかそういうようなことで改善をしてもらえんかというような話でした。中には極端に、同じ郡上市民でありながらこの除雪ということについて不平等じゃないかという極端な意見を言われる方もありますが、ほとんどの地区長さんは今私が話したような改善策をもってお願いをしてもらいたいということでした。

昨夜も隣の町の地区会の総会に呼ばれて行ったんですけども、そこでもことしのような雪が降ったことを想定すると、降ることを想定すると、やっぱり地区会費の中で事業費としてこれ計上せないかのかなというような発言をされる地区長さんもありますし、もう一町内では、ことしはこれまで積み立てておった町内の地区会費を使って業者に頼んで除雪をしたというようなこともあります。

そんなことで、決して私、八幡のこの地域だけが割の合わんようなことでないかというようなことを申し上げる思いはありませんけれども、どうか事情として、住んでる人の構成が変わってきるといようなことと、もう一つは、同じ町内でも民家が密集したとこと民家が点在したとことで、その地区長さんは何で私のとこの町内が広い地域を受け持たんならやと、その除雪するという、相互でやる、相互扶助でやる場合そんなことがありますので、どうか改善していただきたいと思いますが、ただ、このことには予算が将来伴うということだと思しますので、市長、今のやりとり聞かれて、見解がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) ことしの冬の雪の降り方というのはほんとに私も驚いております。そういう中で、例年、普通でしたら八幡のまちの中は市民の皆さんが共同作業で除雪をされるということで、私は、これは八幡のまちなかに住んでおられる方の一つの住民力であるというふうに思っております。しかし、私も大体駅からずっと歩いて通っておりますので、やはりそういう普通の雪が降ったときでもそうですけども、御自身の前のところを歩くところがきれいにもうその時間には除雪してあるところとしていないところとかってというようなことがあって、やはりこれは住んでいる方の高齢化であるとか不在であるとかといういろんなことがあるなというふうに思っております。特に密集地のところは、私もバイパスを歩いて通ろうと思うとなかなかあいてないので、ことしはかなり通常の経路と違ってまちなかを歩いて通勤をしましたけども、それでもやはり、それで随分一生懸命、それこそ側溝に雪を朝早くから高齢者が除雪をしておられるということで、大変なことだな

と思いながら通ったことが何回かありました。

上田議員のおっしゃるように、八幡のまちなかはそういう、これまでのいろんな皆さんのお申し合わせの中で、あるいは行政との関係の中で一つの今の慣行といいますかそういうものができたわけだと思えますけども、一つは、確かにおっしゃるように八幡の今まちなかに住んでおられる方の人口の数、構成、年齢構成、いろんなものの関係、そういうこと。それから、通常の雪の降る年とそうでない異常に雪が降った年の処理の対応の仕方というようなことはやはり改めてこれは検討する必要がありますので、こういう異常な年の雪への対応の仕方ということは、一度よく関係の皆様と建設部とで協議をしてもらいたいというふうに思っております。そのようにさせていただきますと思います。

(「3回目、4回、はい」と12番議員の声あり)

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 凍結防止剤のことでありますけども、このことにつきましては、特に近年多量にやっぱり散布されて、それがためにやっぱり交通事故も大変ない状況であれですけども、散布の方法については一部環境問題も含めてどうなのかということもありますが、購入関係のことについて、昨年から市と県の連携ということで、事務所は向こうに移っておりますが、購入やいろんなそういった資材についても県との連携とか、あるいはいろんな形の中でのそういうことがあるのかないのか。

また、この凍結防止剤についてはメーカーとかいろいろあるんですか、ちょっとその辺を参考のために聞いておきたいと思えます。

○議長(尾村忠雄君) 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) メーカーといいますか、種類としてはナトリウムと塩と2種類ありますけれども、今県と連携の中で、実際に購入は県と市と合わせた量を、県のほうで業者選定していただいて、そこで落ちた額、単価で、今度はその単価で市は市、県は県ということで契約をさせてもらってやっておりますけれども、まだ実際、最終的な金額的には出ませんけれども、通年の、去年の量で換算した場合ですと、今ちょっと記憶では、100万円から200万円の間ぐらいはその融雪剤の経費、一緒にそうやってやることによって経費節減も図られた、図られると思っておりますし、県道の分とかこの分も市のほうで、散布車で回ったりとかそういったルートの打ち合わせもしておりますし、そういったときについては県のほうからその分をこちらいただくという形で進めておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑は。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） もう1点ですけど、この除雪に関して、今4億8,500万円の大きな専決をさせていただきました。これ、12月分の対応として行ってございます。まだこの12月の影響をもって、また1月、2月ということで、3月も今度追加上程のときに1億円ほどの除雪経費の追加をお願いしたいということもございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第1号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、議案第2号について、氏名入りの議案を配布いたします。

---

#### ◎議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程5、議案第2号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題いたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第2号でございます。郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

ただいま名前入りの議案をお配りさせていただきました。住所は明宝畑佐の方でござんのとおり

ですが、氏名は原初次郎さんでございます。生年月日、昭和22年9月4日でございます。

今回のこの任命同意の議案につきましては、この原さん御自身の、現在教育委員をお勤めいただいております、本年5月13日がこの任期満了となります。引き続いて教育委員をお願いをしたいということで提案するものでございます。

原さんにつきましては御承知のことではございますが、職歴といたしましては、平成21年まで明宝郵便局長お勤めの方でございます。またこの間、相前後しまして地元の自治会長、あるいは明宝地域の公民館長をお勤めでございます。またスポーツ関係では、明宝の体育協会会長、また郡上市の体育協会副会長もお勤めでございます。さらには、青少年推進委員等をお勤めございまして、教育委員につきましては、平成21年7月1日から前任者の残任期間ということで23年5月13日までお勤めございまして、現在の平成23年5月14日からこの5月13日までの任期を現在お勤めのことでございます。

今般のお願いによりまして、任期は平成27年5月14日から平成31年5月13日までの4年間ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第2号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程6、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推選したいので、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

今回、3名が平成27年6月30日をもって任期満了するというところでございます。そこで意見を、議会の皆様の御意見を求めるものでございます。

それで、住所、氏名、生年月日が記載してございますので、この順番でいきます。

郡上市大和町神路1775番2、1776番合併地、氏名、山田正代、昭和21年8月30日でございます。再任をお願いするものでございます。郡上市高鷲町大鷲1121番地、仲谷里美、昭和30年10月9日、新任をお願いするものでございます。郡上市美並町高砂864番地1、粥川茂雄、昭和20年11月24日、再任をお願いするものでございます。この山田さんと粥川さんにおきましては、非常に今も人権擁護委員活動を積極的に行っております。特に、山田さんにおいては小中学校の評議委員、粥川さんにおいては現在会長という形で御活躍をいただいております。

また、仲谷さんにおきましては新任でございますが、福祉委員も歴任されて非常に人権のことに積極的に行っていきたいということを言われております。是非ともこの方たちの御意見をお願いしたいと思います。

また、新しい任期でございます。平成27年7月1日から平成30年6月30日ということで、3年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。議案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第3号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第4号から議案第30号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程7、議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例についてから、日程33、議案第30号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてまでの27議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例について。

郡上市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。行政手続法の改正の趣旨にのっとり、同法と同様、行政指導の中止等の求めなど、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

まず、説明でございますが、皆様の議案の後ろに1枚ものの資料がついてございます。今回趣旨においては、平成26年の6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されるということにのっとり改正するものでございます。今回行政指導の中止とか処分という申し出、処分等を求める申し出等が創設されたことによるものでございます。下側の、現在の郡上市の手続条例に規定されている主な内容としてございます。ここでは、やはり市の行政運営における公正の確保と透明性の向上ということでのものでございます。（2）で、手続に関する規定が今現在①から④というような形でございます。その中で、裏面を見ていただきますと、今回の条例の一部改正の内容というところでございます。

まず1でございます。行政指導の方式に関する規定ということで、ここではやはり根拠を示せということでございます。内容では、当該行政指導をする際に、行政機関が許可、許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、やはり根拠を示しなさいということでございます。

（2）でございます。その中で、行政指導の中止等に関する規定の追加ということでございます。ここでは、中段、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと料するときには、当該行政指導をした行政機関に対してその旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるということでございます。ここでは、下にイメージ図がございまして、今までは行政機関が事業者への一方的な是正を求めるものでございます。改正後においては、行政機関が事業者には是正を求めた場合、中止等の求めができると、適合しないと料した場

合には中止等を求められるというところでございます。

3においては、処分等の求めに関する規定の追加でございます。ここでも、法令に違反する事実がある場合においては、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときには、当該処分または行政指導をする権限を有する行政庁または行政機関に対してその旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるというところでございます。これもイメージ図がございます。現行制度においては行政機関等事業者、法令違反行為という中での処分とか聴聞、弁明等ございましたが、改正後においては申し出人がいまして、この方は、そういう思料するときには処分を求めることができるというところでございます。この場合は、あくまでも行政処分がされていないと思料されていない場合でございます。

それと、4でございます。字句の整理ということで、「名あて人」を漢字の「名宛人」に変更と。また「かかわる」を漢字の「関わる」に字句の整理ということでございます。それで、新旧対照表を見ていただきたいと思えます。新旧対照表の1ページ目でございます。この目次の部分は、第5章の部分、処分等の求めということで、処分の求めが追加されたと、5章に、というところでございます。

続いて、第1条においては38条、地方公共団体の措置というところですが、第40のほうが第46条への条項の変更でございます。

続いて、3ページにおいては、ここは「名あて人」が「名宛人」という漢字に、字句の整理でございます。

また、7号においては、第33条の第2項を追加したというところでございます。

続いて、4ページ目、5ページ目においても漢字に、名宛人、関わるというところでございます。

また、第13条のイのところ、剥奪も漢字に整理というところでございます。6ページにおいても字句の整理でございます。7ページにおいても同じでございます。

8ページでございます。行政指導の方式というところで、新たに33条の2項でございます。ここに根拠を示せというところでございます。1号においては、当該権利を行使し得る根拠となる法令の条項と、また2号においては、前号の条項に規定する要件、また3号においては、当該権限の行使が前号の要件に適合する理由というところでございます。3項においては、前2項ということで、2項が追加されたことに、前項から2項に変更でございます。

9ページの35条でございます。行政指導の中止等の求めというところでございます。ここでは、中止等の求めということで、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対してその旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるということで、中止等の求めができるというところでございます。

この2項においては、申出書を提出しなさいということとして、しなければならないということでございます。1号においては住所、氏名とかでございます。2号においては行政指導の内容と、また3号においては、当該行政指導がその根拠となる法律または条例の条項、4号は、前号の条項に規定する要件と、5号が、ここが当該行政指導が前後の要件に適合しないという思料する理由でございます。6号は、その他参考資料でございます。

3においては、ここでは要件が適合しないと認めるときは当該行政指導の中止、その他の必要な措置をとらなければならないということでございます。

続いて、10ページは、処分の求めということでございます。ここではやはり、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する市の機関に対してその旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることができるということでございます。

2項においては、申し出の申出書を提出するというところで、先ほどと同じく1号から6号まででございます。

また、3においては、その結果に基づいて必要があると認めるときは当該処分または行政指導をしなければならないということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第5号です。郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職職員とされたことにより、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

ここから、議案第5号から10号まではただいまのこの法改正に基づく、それに伴う整備でございますので、初めに、この第5号の添付資料の資料1をごらんをいただきたいと思いますけれども、この法改正の概要です。

昨年の平成26年6月13日に参議院で可決、成立したものでございまして、昨年の26年6月20日に公布されております。施行はこの4月、平成27年4月1日ということでございます。既に御承知のこととは思いますが、趣旨にありますように、特に地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、それから首長、市長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るということを趣旨とされるこの法律改正でございます。

それで、概要ですが、主だった柱としましては、ただいま申し上げたことですが、それでございます。特に、先ほど市長の市政方針にありましたが、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くというふうなこととか、それから教育長は市長が議会同意を得て直接任命、罷免を行うということとか、任期が4年から3年になるわけです、等々。それから、総合教育会議を設置すると、また大綱を策定するということです。こうしたようなことが今回この地方自治体には求められておるといふことでございます。

それで、議案の紙の1枚めくっていただきまして、今回の条例改正、一部改正の本文がございませうけれども、こちらにつきましては、今回の法律改正によりまして、教育長の給与に関する条例と勤務条件に関する条例とを分離して定める必要が生じたといふことでございまして、まずこの条例に定めておりました内容の中から、給与に特化をしていくといふことでありまして、この題名が変わります。郡上市教育長の給与に関する条例といふことでございます。それから、その給与に関する条例のその趣旨の規定がございまして、その給与につきまして第2条で定めているといふことでございます。附則を見ていただくと4月1日からと、ただし経過措置でございまして、先ほど市長のお話にありましたように、この施行の際、現に在職する教育長がこの改正のこのタイミングにおきまして引き続き教育長として在職される間、この間の給与、その他の勤務状況についてはなお従前の例によるといふことでありまして、これは全て今回の改正のところ全てそういう形になるものでございませうけれども、そういうことも附則に書いてございます。

また、附則の3では、いわゆる特例条例がございませう。5%さらにカットさせていただくといふ部分ですが、そこにつきましても、この標題が変わってくるといふことでございませう。新旧対照表をごらんいただきますと、まずタイトルが変わっております。それから第1条につきましては、この教育長の給与に関する法律が変わるといふことで、地方自治法のほうに変わっております。それから、先ほどの一般職と例によるといふところは、これはいわゆる削除するといふこととなります。第3条、勤務時間、その他の勤務条件等につきましても、これは削除していくといふこととなります。

2ページにおきましては、先ほどの特例条例におけるこの条例の示すところのタイトルが変わりますから、郡上市教育長の給与に関する条例といふことに変更するといふことでございませう。ただいま申し上げたことにつきましては資料2に、4枚目につけておりますけれども、説明として資料2をつけておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第6号でございませう。郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について。

郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。ただいまと同じでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職職員とされたことにより、所要の規定を整備するというので、これの今の第5号におきまして、給与だけになりましたので、それまで定めておりました勤務時間等につきましては新たにこの条例で定めるということとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、趣旨の第1条に続きまして第2条、勤務時間、休暇等につきましては、これ、これまでと同じですけれども、市長の事務部局の一般職の職員の例によるということでございます。附則におきまして、施行日がこの27年4月1日でございますけれども、経過措置ということで、引き続き教育長として現在の教育長、在職する間はこの条例の適用はしないということでございます。同じように、3枚目には資料をつけてございます。ただいま申し上げたことでございます。

続きまして、議案第7号 郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにつきましては、提案理由、この法改正によりまして職務専念義務が定められました。このことに伴いまして、その免除に係る特例を定めるという条例でございます。1枚おめくりをいただきますと、趣旨条例第2条にあります。教育長には職務専念に関する法律上の定めが新たにできましたので、これを受けまして、その職務に専念する義務を免除されることが出来る場合として、この第2条、1号、研修を受ける場合、第2号、厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号は、前2号に規定する場合を除くほか教育委員会規則で定める場合というふうにして、職専免の指定をしておるということでございます。こちら、附則では、この平成27年4月1日からの施行ですが、経過措置がございます。引き続き現在の教育長が在職する間はこの条例の規定は適用しないということで、同様でございます。同じく、ただいまのことにつきましての資料がついてございますが、職務専念義務につきましての定めにつきましては、この国の法律、いわゆる地行法の法律の第11条の第5項でございますので、御確認をいただきたいと思っております。

なお、今までは教育長は一般職としての取り扱いということで、同じように一般職の職務専念の規定、それから特例の規定を適用させておったわけでございますので、今回はこれを新たに制定するということとなります。

議案第8号でございます。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） はい。

○議長（尾村忠雄君） 午前の部はこれぐらいにしたいと思います。午後からまたお願いをいたしま

す。

○市長公室長（田中義久君） はい、それじゃあ失礼いたします。

○議長（尾村忠雄君） それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。開会は午後1時といたします。

（午後 0時00分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（尾村忠雄君） 午前中の説明を順次求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、午前中に引き続きでございます。よろしく願いいたします。

議案第8号からお願いいたします。

郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員手数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

これは、先ほどの法改正に伴いまして、教育長が常勤の特別職職員とされたことにより、所要の整備をするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正する条例の本文がございます。

第1条に、第1条第2項中、「教育長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改めるということと、附則におきましては、施行期日と経過措置を定めております。

もう一枚めくっていただきますと、新旧対照表でございます。こちらで、いわばこの定数条例において職員というものの定義があるわけですが、一般職に属するものと、この第2号におきまして、ここに属しないということで、いわゆる地方公務員法の第3条第3項に規定する特別職の職員、教育長及びとありますが、ここでは教育長は今回その前にあります特別職の職員、ここに含まれてまいりますので、「教育長及び」というところを削除するということでございますし、その後のところの「並びに」を「及び」に変更するということでございます。

1枚めくっていただきますと、資料をつけております。この地方公務員法の第3条につきまして参考に記載をさせていただきましたけれども、教育長が特別職職員ということで、そこに含まれてくるということで除かせていただくということでございます。

続いて、議案第9号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり

定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

こちら、教育委員会の委員長の職が廃止されると、されたということによりまして、所要の規定を整備するというところでございます。

この特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例には、現在は教育委員会委員長がこのように記載がされておまして、月額3万9,000円という報酬がございまして、こちらを削除するというところでございます。

しかし、先ほどから申し上げておりますが、この附則にありますように、この経過措置のところですけども、最後のところを書いてありますように、引き続き教育長として在職すると、現在の教育長がです。この間につきましては、教育委員会委員長の報酬等については、なお従前の例によるということでございますので、よろしく願いいたします。

もう一枚おめくりいただきますと、新旧対照表でございまして、教育委員会委員長の項を削除するというものでございます。

ここにつきましても、資料を添付しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

一連のもの最後になりますけれども、議案第10号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてということで、郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですけれども、同じでございまして、今般、教育長が特別職ということになりますので、審議会の所掌事務にその点を加えるというふうな所要の規定を整備するものでございます。

おめくりいただきますと、「及び副市長」、第2条中です。を、ところを「、副市長及び教育長」に改めるということでございます。

こちらも附則におきまして、施行期日と経過措置について定めております。

新旧対照表を見ていただきますと、こちらでいわゆる報酬審議会にこの特別職職員の関係の給与の額に関する条例を議会に提出するときには、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。その特別職の職員の指定があるわけですけれども、「市長及び副市長」であったものを、ここに「及び教育長」ということで加えるということでございます。

最後のところにまた資料をつけております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

この一部改正につきましては、議案第92号から95号の財産の無償譲渡に関連するものでございます。この4施設について、現在、管理する地元自治会に無償譲渡するため、位置づけを廃止するというものが1点でございます。

もう一点は、合併時の条例制定時に、旧町村のままで位置を作成してございました。調査の結果、この公の施設、12施設の位置が現況と異なるために、今回、修正をさせていただくというものでございます。

それで、まず新旧対照表を見ていただきたいと思います。この旧のところの名称とございます。名称のところの下線がございます。安久田、郡上八幡安久田農林集会所、また、郡上八幡中上農林集会所、その横に位置、種類とございます。この部分は、今回の無償譲渡に関連して廃止を、削って、削除するものでございます。2ページ、3ページも同じこととございます。4ページについても同じでございます。

また、もう一点の位置の現況の異なる部分でございます。旧の部分の位置とございます。ここに下線がございます。また、新のところの位置とございます。下線が引いてございます。この12施設は現況が異なっておったということとございます。そのための修正ということで、あと2ページ、3ページにおいても同じでございます。このような修正をさせていただきたいということとございます。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、議案第12号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償を支給するよう、この条例を定めようとするものです。

今回のこの改正でありますけれども、平成25年の12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものができました。この法律の中には幾つかの規定があるわけですが、この中の第13条に消防団員の処遇の改善ということが規定をされております。これを受けまして、今回、年報酬の引き上げと、それから費用弁償の新たな支給及び見直しを行うものです。

新旧対照表をごらんください。第12条ですが、旧のほうに副部長年額1万5,000円とありますが、これは削除します。その理由としましては、平成24年の4月に消防団組織適正化計画というのをつくっておりまして、これによりまして、平成24年の4月から、この副部長職をなくしました。そう

いう関係で、新のほうでは、この副部長の年額1万5,000円を削ってあります。

それから、班長の年額ですけど、8,000円を今回2万2,000円に引き上げさせていただきたいということと、団員については年額5,000円を年額2万円に引き上げをさせていただきたいというものです。

それから、第13条ですが、「団長の命により災害」というアンダーラインの部分を加えておりますけども、まず最初の「団長の命により」というのは、これは出動の基準を明確にしたということです。

それから、下の表ですけども、右側の旧のほうで、今までは、これまでは警戒の場合3,000円、訓練の場合3,000円、会議の場合3,000円等ということで、1回の出動につき3,000円を支給をしておりました。今回、「災害の場合」というのをつけ加えまして、1回の出動につき1,500円を支給するということにしたいということです。災害というのは、火災とか、それから風水害、あと行方不明者の捜索等も入りますが、こういった出動に際して1,500円を支給するというものです。

それから、会議の場合、これは3,000円から半額の1,500円ということにさせていただきたいんですけど、これは例えば各方面隊の操法大会とか、それから訓練、警戒、それから出初め式等、こういった時間というのは、3時間ないし3時間半とか、そういう長時間の訓練になるわけです。そういった3時間、3時間半の訓練と比べまして、会議はおおむね1時間半程度で終わるものがほとんどだということで、その辺がちょっと公平性に欠けるということで、会議については3,000円を半額の1,500円にさせていただくというものです。

あと、右側の旅費のところの会議の場合のところの旅費のところ、郡上市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する額というのは、これは正式な条例名を記すことにしたということですので、お願いします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正内容でございます。

別表第1中、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を、「管理」を加えまして、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものでございます。

次のページに新旧対照表を載せさせていただきますので、よろしく願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成27年5月29日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、議案第14号でございます。郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしまして、めいほう高原自然体験センターを譲渡することに伴い、この条例を定めようとするものでございます。

1枚はねていただきますと本文でございます。郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。

この条例につきましては、議案第90号 財産の無償譲渡について（めいほう高原自然体験センター）に関連する議案でございまして、平成15年3月に明宝村が取得いたしましためいほう高原自然体験センター、これ通称もりっこはうすと申しておりますが、につきましては、民間への譲渡を行う施設17施設につき、平成24年より協議してまいりましたところ、この施設につきましては、このところで協議が整いましたので、本年3月31日をもって、この施設の設置及び管理に関する条例を廃止したいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市に進出する企業及び市内企業の事業拡大に対する支援を拡充するため、この条例を定めようとするものでございます。

この議案の参考資料といたしまして、A4の1枚紙で、こういった郡上市工場等設置奨励金事業の拡充（案）の概要というペーパーを入れさせていただいております。この内容につきまして御説明を申し上げます。

目的は、郡上市に進出する企業及び市内企業の事業拡大に対する支援を拡充するものでございます。内容は表に記してございます。右列が現行の制度でございまして、左列が拡充後の制度でございます。

まず1点目でございます。奨励金を交付する金額でございます。現行、固定資産課税評価額の合計が1億円以上の場合、奨励金の上限額は固定資産相当額の100分の70としております。これを拡

充の100分の100に増高するものでございます。

次に2点目でございます。2点目は土地についてでございます。現行、取得の日の翌日から起算して1年以内にその土地を敷地として建物の建設に着手した場合を奨励金の対象としております。これを取得の日の翌日から起算して3年以内にその土地を敷地として建物の建設に着手した場合に制限期間を緩和するものでございます。これは、計画する土地の一部の用地取得が難航して、例えば先に取得した土地の所有権取得の時期と、その後取得した土地の所有権取得の時期が、例えば1年以上経過した場合、奨励金の対象外となることを避けるために新たに設けるものでございます。

次は3点目でございます。3点目は、現行は制度はございません。例えば、土地を取得した企業と施設を取得する企業が共同で工場立地する場合など、工場立地事業を複数企業が共同で行う場合、岐阜県の規定に倣いまして、共同事業者の連名、あるいは共同事業者の間で代表を定めて市へ指定申請できる規定を新たに設けるものでございます。

次に4点目でございます。これは、奨励金の対象物に土地、工場建屋、償却資産のほか、新たに従業員寮、ただし、4戸以上の集合住宅に限りますが、これの取得を加えるものでございます。

最後に5点目でございます。必要な新規雇用の従業員数の増員を平成30年3月末までの3年間緩和するためのものでございまして、現在も緩和中でございますが、これを延長するものでございます。新設については5名を3名、増設については3名を1名にという緩和措置を継続したいというものでございます。

次に、新旧対照表のほうにお戻りいただきたいと思っております。

第1条につきましては、対象とする設備に従業員寮を加えるものでございます。

第2条の第1項につきましては、先ほど申し上げました土地における施設の建設着手の日を取得の日の、ですから1年以内を3年以内としまして、なお括弧書きで市長が必要と認める場合は期間を延長することができるとしております。第2項も同様でございます。

第3項につきましては、新たに規定する従業員用寮を定義しております。1棟に4戸以上で入居できるものとしておるところでございます。

第4項は、1年以内を3年以内に緩和するものでございます。

それから、第3条、これにつきましても、交付対象に従業員寮を加えるものでございます。

第4条につきましては、奨励金の額について、固定資産税評価額の合計が1億円以上の場合、固定資産税の100分の70に相当する額とする規定を削除をしたいというものでございます。

おめくりいただきまして第6条、これにつきましては、共同で事業を行う場合の規定を新たに設けるものでございまして、会社法に規定する親会社及び子会社、またはこれと同等の関係にある複数の企業が共同で事業を行う場合を指してございまして、この場合は連盟または共同で事業を行う複数の企業のうち代表を定めて申請することができるよう、県の規定に倣い、新たに規定したもので

ございます。

附則第3項につきましては、現行の交付対象者の特例措置の延長、3年間の延長でございます。

次に、条例本文にお戻りいただきますと、この条例は平成27年4月1日から施行をいたしますが、附則第2項の経過措置により、平成27年3月31日以前に指定決定を受けたものに対する奨励金の適用については、なお従前の例によるというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第16号でございます。郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、工場立地法に係る緑地規制を緩和するため、この条例を定めようとするものでございます。

これにつきましても、この議案の後に、このような郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定についてという資料をA4の2枚紙でございますが、つけておるところでございます。まず、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

かいつまんで申し上げますと、郡上市につきましては、株式会社郡上螺子様とともに、平成26年6月26日、我が国の経済成長のエンジンとなります産業機能の集積拠点を形成する「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」、国際総合戦略総合特区でございますが、に指定をされておるところでございます。この総合特別区域に指定されますと、法人税の優遇措置でありますとか、財政上の支援措置でありますとか、金融上の支援措置、こういったもののほかに規制制度の特例措置の対象となります。今回、御提案を申し上げますものは、この規制制度の特例措置を条例化するもので、工場立地法第4条第1項の規定による準則にかえて適用すべき準則を郡上市が定めようとするというものでございます。

この資料を1枚おめくりいただきますと、ただいま申し上げました工場立地法第4条第1項を記載してございます。工場立地法の抜粋でございます。6というところでございます。工場立地法第4条第1項では、経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、製造業等に係る工場または事業上の立地に関する準則を公表するとしております。その第1号に生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地に対する割合というものが規定をされておるところでございます。

この規定により、大臣が公表する工場立地に関する準則をその次に記載しております。7番で書いてございます工場立地に関する準則でございます。

次のページに詳しく書いてございますが、まず、その概要につきましては、緑地の面積の敷地面積に対する割合、これ緑地面積率といいますが、100分の20以上の割合とするということでございます。

それから、緑地と緑地以外の環境施設の敷地面積に対する割合は100分の25以上の割合とするといったことが国のほうで定められておるものでございます。これを、この規定につきまして、今般、総合特別区域法の規定に基づき、国が公表する準則にかえまして適用すべき準則を今郡上市が定めるものでございます。

8番の条例の概要のところをごらんいただきたいと思います。概要につきましては、緑地の面積の敷地面積に対する割合の緩和を20%以上を5%以上に緩和する。

それから、環境施設の、ここで環境施設と申しますのは、緑地と緑地以外の環境施設の合計値でございますが、その面積の敷地面積に対する割合の緩和が25%以上とありますものを10%以上に緩和すると。

最後に、重複緑地の緑地への算入率を25%以内とありますのは50%以内に緩和するというものでございます。なお、重複緑地と申しますのは、緑地、それから環境施設以外のものと重複して利用されているものでございます。例えば、壁面の緑地でありますとか、屋上の緑地でありますとか、屋上に太陽光パネルの太陽光発電をしたりとか、そういった両方兼帯のものについては算入率を25%以内から50%以内に拡大をするというものでございます。

以上が、郡上市が国の準則にかえて定める適用すべき準則の内容です。

それでは、本文にお戻りください。この条例案につきましては、岐阜県商工労働部新産業振興課、あるいは企業誘致課を通じまして、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会事務局」、これは愛知県の知事政策局にございますが、こちらの事務局のほうの助言を得て作成してまいりましたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） それでは、議案第17号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例を次にとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、県営農村環境整備事業で整備される石徹白1号用水発電所が平成27年3月に完成し、岐阜県から郡上市に施設が移譲されることに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、1条から4条でございますけれども、1条については設置目的、2条については名称及び位置ということで、名称につきましては石徹白1号用水発電所、場所、位置につきましては、郡上市白鳥町石徹白字箕輪山8番地の2でございます。3条については施設の

管理、4条については委任でございます。

この条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号でございますけれども、郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

郡上市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですけれども、小水力発電事業特別会計を設置するため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧表を見ていただきますと、1条の旧のほうの和良財産区特別会計16号でございますけれども、新のほうで17号として、小水力発電事業特別会計を追加するものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号でございます。郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

郡上市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市小水力発電事業基金を設置するため、この条例を定めようとするものです。

新旧対照表を見ていただきますと、郡上ケーブルテレビ事業整備基金の下に郡上市小水力発電事業基金を追加するものでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第20号でございます。県北西部地域医療センター条例の制定について。

県北西部地域医療センター条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、県北西部において、広域連携のもと地域医療を確保するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚はねていただきますと、条例本文でございますが、まず、この条例制定の狙いでございますけれども、本条例は、先ほど施政方針にもございましたように、県が示す岐阜県北西部地域におけるべき地医療広域連携構想に基づきまして、基礎自治体を越えた広域連携のもとに、持続可能な地域医療体制を目指す新たな仕組みとしまして、現行の郡上市地域医療センターを発展的に拡大をいたしまして、国保白鳥病院を基幹病院として、市内の診療所群と老健施設を含めた県北西部地域医

療センターを設置をするものでございます。

条例第1条については設置の目的についてでございます。

第2条が名称及び位置でございますけれども、センターを構成する郡上市の機関の名称及び位置ということで、国保白鳥病院を基幹病院として、市内の診療所5施設、そして和良でございます老健施設を含め、合わせて7施設で構成をするものでございます。

第3条が職員についての規定でございますけれども、センターにセンター長、副センター長、その他市長が必要と認める職員を置くという規定でございます。

第2項では、センター長及び副センター長は、医師または歯科医師をもって当たるという規定でございます。

第4条、職務につきましては、センター職員の職務の規定でございます。

第5条が準用規定でございます。病院、診療所、老健施設に関する条例を準用することをこの第5条で規定をさせていただいております。

1枚はねていただいて2ページでございますけれども、第6条は委任の規定でございます。

附則としまして、施行期日、この条例でございますけれども、平成27年4月1日から施行するというところでございます。

なお、この条例の制定に当たりまして、あわせて関係6条例の一部改正をお願いをするものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんをいただきたいと思っております。

1つ目が、郡上市病院事業等の設置等に関する条例の一部改正でございます。

まず、題名の改正及びこれに伴いまして、第1条、第2条では、病院事業等を病院事業に改めるものでございます。

第2条第2項では、病院の名称及び位置の詳細を改めさせていただくという改正でございます。

2ページをお願いいたします。改正前の第3項に、石徹白診療所がございますが、この診療所を削除をして、直営診療所群に組み込む改正でございます。

第3条から第6条は、表記の改正となっております。

次に4ページをお願いいたします。2つ目の条例の改正でございますが、郡上市病院事業の使用料及び手数料条例の一部改正でございます。題名及び表記の改正でございます。

5ページ、3つ目の条例でございますけれども、郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部改正でございます。題名の改正及び第2条では、本条例に規定をします診療所に石徹白診療所を加える改正でございます。

6ページをお願いいたします。第3条から第9条は、センターを診療所に改めるとともに、職員の規定につきましては、今回の本条例で定めるための改正でございます。

続いて8ページをお願いいたします。4つ目の条例になりますが、郡上市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。名称の表記等を改めるものでございます。

5つ目の条例が、9ページになります。郡上市職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。医療機関の名称を改めさせていただくものでございます。

10ページをお願いいたします。6つ目の条例になりますけれども、郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部改正でございます。同様に、職員宿舍の名称を改めるものでございます。

なお、今回御提案をさせていただきました新たなセンター設置の目的としております基礎自治体を越えた連携とは、地理的条件、また交通アクセス等を考慮いたしまして、高山市の荘川診療所、白川村の白川及び平瀬診療所を県北西部のエリアとして位置づけさせていただいております。これまで、関係自治体である高山市並びに白川村とは、数回にわたり、このセンター構想に向けた協議を重ね、今年度、初年度でございます平成27年度でございますけれども、まずは緩やかな医師の相互支援から始めさせていただきたいという考え方でございます。なお、高山市におきましては、荘川診療所を含め、6カ所の直営診療所を擁する自治体でございますことから、地域事情に配慮をして、初年度においては、代診医師の派遣からの連携から始めさせていただきたいというふうに考えてございます。

参考までに、センターの体系図及びエリア図を資料として添付いたしましたので、御確認いただければ幸いです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 郡上市民病院事務局長 尾藤康春君。

○郡上市民病院事務局長（尾藤康春君） それでは、議案第21号でございます。郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次にとおり定めるものとする。  
平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、特殊勤務手当に新たな規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらのほうに改正の内容が記載してございますが、まず最初に別表の夜間看護手当、それから夜間介護手当の項でございますけれども、今ほど御説明させていただきました県北西部地域医療センター条例の制定に伴いまして、ここに記載のございます郡上市地域医療センター国保和良診療所、それから郡上市地域医療センター和良介護老人保健施設の名称を、それぞれ国保和良診療所と和良介護老人保健施設に名称を変更するものでございます。

それから、あともう一点は、項の分娩手当でございます。こちらのほうにつきましては、分娩を

取り扱う産婦人科医師及び助産師の処遇改善を目的とし、それぞれ分娩に関して手当を新たに創設するものでございます。

市民病院に勤務する医師につきましては、1分娩当たり5,000円、それから市民病院に勤務する助産師につきましては、1分娩当たり1,500円を新たに特殊勤務として勤務手当として支給をするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、議案第22号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正文がございます。もう一枚はねていただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表をごらんいただきますと、現行でございます。保育料でございます。下の表にはちまん幼稚園、幼児教育センターやまびこ園、幼児教育センターみなみ園、金額につきましては、保育料1万円というふうになってございますが、これを新でございます。保育料第5条の2項になりますが、保育料は子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、当該規定の政令で定める額を限度として規則で定めるということになります。

それから、一部、第6条でございますが、保育料の減免部分のアンダーライン部分につきましては、後ほど出てまいります保育所の設置条例の改正がございますが、こちらと文言のほうを統一をさせていただいたというものでございます。

保育料でございますが、第5条のまず保育料でございます。別にちょっとお配りをさせていただきましたA3の横長の表でございます。こちらのほうには3つ載っております。幼稚園1号認定、保育園2号認定・3歳以上、保育園3号認定・3歳未満というようなことがございますが、今回の条例は、一番左端の幼稚園の1号認定ということでございまして、これまで現行の条例につきましては、所得にかかわらず、各市立3園とも1万円ということでございましたが、新しい制度によりまして、生活保護世帯、あるいは市民税非課税世帯というようないわゆる5区分でそれぞれ保育料というのを定めるというものでございます。

なお、一番左1号認定の国基準と申しますところが、先ほどの政令で定める額を限度としてということで、こちらの第1子と書いてございます、例えば生活保護世帯でございますとゼロ円、市民税非課税世帯でございますと3,000円、以下1万6,100円、2万500円、2万5,700円が政令で定める額、これを超えることはできないということでございまして、網かけの部分をごらんいただきますと、生活保護世帯ゼロ円、市民税の非課税世帯500円、以下5,200円、7,000円、7,000円というように、所得階層によりまして、新しく定めさせていただいたというものでございます。

なお、第2子につきましては、この第1子の半額、第3子以降につきましてはゼロ円と、無料ということになっております。

それから、一部でございますけれども、現行の保護者の実質的な負担額を一部超えるところがございまして、これにつきましては、経過措置、26年度からの継続在園児につきましては、経過措置ということで、現行の負担を超えることがないという配慮をしております。

なお、こちらの施行につきましては、本文のほうでございしますが、附則でこの条例は平成27年4月1日から施行するということでございまして、よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） それでは、議案第23号でございます。郡上市保育の実施に関する条例を廃止する条例について。

郡上市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、郡上市保育の実施に関する条例を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚はねていただきますと、本条例でございますが、平成27年4月1日から施行ということで、廃止をお願いするものでございます。

1枚はねていただきますと、議案の資料として添付がしてございますので、お願いをいたします。

今回、この条例を廃止する理由でございますけれども、現行は保護者の労働または疾病その他の政令に定める基準に従い、条例で定める事由によりという規定の中で、児童を保育所において保育しなければならないという規定、これは児童福祉法の第24条の第1項の規定でございます。この法の規定による保育の実施につきましては、児童福祉法施行令第27条で定められています。この法、それから施行令に基づきまして、郡上市保育の実施に関する条例を制定をしておりますが、平成27年4月1日から施行される子ども・子育て支援法に伴いまして、満3歳以上の小学校就学前子どもにあって、内閣府令で定める事由により、家庭において必要が保育を受けることが困難であるものとして、このことにつきましては、法の19条第1項の第2号の規定で規定がされること。この法の規定におきまして、内閣府令で定める事由につきましては、施行規則の第1条で規定がされること

から、今回、郡上市におけるこの条例を廃止をするものでございます。

この裏面をごらんいただきますと、中段、事由についてという2番のところでございますが、左側につきましてが現行の保育に欠ける事由というところで、児童福祉法施行令で定められている規定でございます。このことが新年度からは新制度における保育の必要性の事由ということで、子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定められる事由の内容となります。この下線部分につきましてが、現行に対して新しい制度における必要性の事由というところの変更点でございますので、よろしく願いをいたします。

続いて、議案第24号でございます。郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案の次に添付がしてございます資料をもって御説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は大きく4点ございます。

まず1点目が、保育所の住所、地番の修正をお願いするものでございます。2条関係でございますけれども、石徹白保育園でございますけれども、「白鳥町石徹白39番地18-1」という表記から、「39号2番地」という地番に変更をお願いするものでございます。

2点目が、保育料を国の基準を限度として、その額を規則で規定をするものでございます。改正でございます。第3条の第1項の規定の改正になります。

現行の保育料でございますけれども、児童福祉法の規定に基づきまして、条例による規則委任によりまして、郡上市保育の実施に関する条例施行規則で定めているところでございます。27年4月から施行される子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、保育所の保育料でございますけれども、先ほど幼稚園の保育料でも申しましたように、政令で規定をする額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、市町村で定める額とされました。そこで、このため、郡上市の保育料につきましては、本条例で限度額を規定をさせていただきますと、郡上市子ども・子育て支援施行規則で定めるものとするところでございます。

先ほど教育委員会からの議案の中でも御説明をさせていただきましたが、この保育料の総括表というところをごらんいただきますと、保育園の保育料については、真ん中の欄の2号認定、いわゆる3歳以上の保育料、それから3号認定でございます3歳未満の保育料という形で設定をさせていただきますというふうに考えております。

これまでは、合併調整等の関係もございまして、8階層15区分という形で保育料を設定をさせていただいておりましたが、今回の新制度の開始に伴いまして、国が定める8階層というものを基本に起きながら、この一覧にもございますように、第1子につきましては、おおむね保護者負担の割合を40%以内に設定をするということとして規則のほうで定めさせていただきたいというものでございます。

資料のほうに戻っていただきまして、3つ目の改正でございますけれども、保育料の徴収規定を追加をさせていただくというものでございます。第3条の第3項でございますが、法の改正に伴いまして、公立の保育所の保育料徴収根拠を本条例で規定をさせていただくというものでございますし、私立の保育所につきましては、法の附則第6条第4項に基づきまして、徴収することを加える改正でございます。

4点目でございますけれども、保育料の減免規定の追加、第4条でございますけれども、保育料の減免につきましては、郡上市保育の実施に関する条例施行規則の第5条の規定でございましたが、このものを本条例で定めることを加えるものでございます。

本改正につきましては、施行期日でございますけれども、平成27年4月1日としておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、議案第25号でございます。郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、介護保険料の改定及び地域支援事業の経過措置を規定するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案の次に添付がしてございます資料に基づきまして、改正内容について御説明を申し上げたいと思います。

改正の理由でございますけれども、大きく2点ございます。1点目が介護保険料の改定、2点目が地域支援事業の開始時期について、経過措置を附則で規定をさせていただくというものでございます。

まず1点目の介護保険料の改定、第6条になりますけれども、まず1つ目としまして、来期、第6期の介護保険料でございますが、平成27年度から29年度の3カ年になります、この保険料を9段階で設定をさせていただくということ。

2点目につきましては、この9階層のうち第2号と第4号の保険料率を変更させていただくということ。このことにつきましては、第5期の保険料、いわゆる今期の保険料でございますが、を勘案した国基準の緩和策としてお願いをするものでございます。

3点目が、低所得者の保険料を軽減をするということでございます。

次の表が各旧階層ごとの保険料としてお願いがしたい額になります。

まず、第5号を見ていただきますと、率として1.0、これが基準額となります。現行第5期の保険料に、基本料につきましては3,940円としてお願いをしておりましたが、介護保険——介護給付費等の上昇といえますか、年々増加傾向にある中に、今回につきましては4,700円をお願いをしたいというものでございます。

その上の第4号を見ていただきますと、第2号も同様でございますけれども、条例第2項の中で改正をお願いするところで、まず、4号につきましては、国基準、いわゆる標準の率0.9ということになっておりますが、郡上市においては0.85に設定をするということ。それから、第2項——第2号におきましては、国基準、標準の率0.75に対して、郡上市においては0.65に設定をさせていただくということ。それから、第1号でございますけれども、この表では2,350円となっておりますが、条例の第3項におきまして、27年から28年度までの2カ年間については、保険料の軽減ということで、国基準でございます0.5に対して、郡上市0.45に設定をさせていただくということの中で、月額2,115円の設定とさせていただきたいというものでございます。

なお、この第1号の保険料の軽減につきましては、この軽減分は公費負担が予定をされておりまして、新年度の当初予算でも御説明を申し上げますけれども、国が2分の1、県、市がともに4分の1を一般会計で予算化をさせていただいて、特別会計のほうへ繰り出しをさせていただくというようなことを考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

2つ目の改正でございますけれども、地域支援事業の経過措置を附則で規定をさせていただきたいというものでございます。

地域支援事業のうち、平成27年4月から実施しない場合は、条例でその旨を規定をするということになってございまして、具体的にはこの下の2つでございますけれども、1つが介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業でございますけれども、通所介護、訪問介護のこの予防の活動につきましては、段階的な移行というところで経過措置を設けさせていただくということ。

もう一つが、包括的支援事業のうち、国の事業として、この丸印の2つのこの体制、もしくは施策でございますけれども、具体的には、生活支援コーディネーター協議会の設置、もう一つが、認知症初期集中支援チーム、また、認知症地域支援推進員を設置、この事業におきましても、市長が定める翌日から実施ということで、遅くとも平成30年の4月1日までには開始をするということで準備を進めたいというところをもって、附則で経過措置を設けさせていただきたいというものでございます。

なお、裏面及び次のページにおきましては、この改正に改正する資料として添付をさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

この条例でございますけれども、平成27年4月1日を施行期日としておりますので、よろしくお

願いをいたします。

続いて、議案第26号でございます。郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表をごらんをいただきたいと思っております。第1条関係でございますけれども、改正の理由は、今ほど申しました児童福祉法の改正に伴いまして、第6条の2に小児慢性特定疾患等の定義等が追加をされたため、条例に引用する条番号を第6条の2の2に改めるものでございます。

執行期日は公布の日としております。よろしく願いをいたします。

続いて、議案第27号でございます。郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、介護保険法の一部改正等に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

一部改正の内容につきましては、議案の次に添付がしてございます資料をもって御説明を申し上げます。

改正の理由は大きく2点ございます。法の改正に伴いまして、引用条項にずれが生じたことからの改正と、もう一点が、記録の保存の起算日について改正をお願いするものでございます。

まず1点目の引用条項の項ずれに伴う改正でございますけれども、条例の44条と44条の第10項でございますが、引用ずれというところで、改正前が法の第8条の2第18項を、改正後におきましては、第16項に改正をさせていただくもの。

それから、第70条でございますけれども、同じく第8条の2第17項を改正後におきまして15項に改正をお願いするものでございます。

この条項ずれの改正の理由でございますが、改正前の法の規定の中で、法第8条の2の規定でございますけれども、ここの第2項におきましては、介護予防訪問介護に関すること、それから第7項におきまして、介護予防の通所介護、この2つの介護の定義が規定がされておりましたが、改正後におきましては、法の115条の45項におきまして、地域支援事業の中にこの2つの介護の内容が移行されたことから、今回、この2点について、項ずれを改正をさせていただくというものでござ

ざいます。

2点目が記録の保存の起算日の変更、いわゆる改正をお願いするものでございます。

条例の第40条の第2項、それから第64条第2項、裏面になりますけれども、第85条の第2項、ここで規定がしてございます改正前が当該記録を整備した日から5年間保存という規定につきまして、改正後におきましては、その完結の日から5年間保存という規定に改正をお願いするものでございます。

裏面を見ていただきますと、完結の日という考え方については、この3点ほど案を例示をしてございますけれども、示すとおりでございます。

なお、この条例につきましては、平成27年4月1日を施行期日としております。よろしく願いをいたします。

続いて、議案第28号でございます。郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める必要があることから、この条例を定めようとするものでございます。

この改正内容につきましても、議案の次に添付をさせていただいた資料をもって御説明を申し上げたいと思います。

まず、改正の理由でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる3次一括法の公布によりまして、介護保険法が改正がされまして、指定介護予防支援事業者の指定に関する事項を条例で定めることになったため、今回、改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますけれども、本則に第5条の追加をお願いするというものでございまして、内容としましては、指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者について規定をお願いするものでございまして、定めるもの、条例で定めるものは法人とすること、この規定を追加をさせていただきたいということ。

あわせて、第1条でございますけれども、第5条を追加するに当たって、趣旨にその旨を追加をさせていただくということ。

第3条につきましては、郡上市暴力団の排除条例の条例番号が欠落をしておりましたので、それをつけ加えさせていただくというものでございます。

そこで、この改正にございます指定介護予防支援事業者とはというところでございますが、市町村の指定を受けた介護予防支援を行う事業者ということで、ちなみに郡上市におきましては、直営

による郡上市地域包括支援センターが指定を受けているところでございます。

この下段でございますけれども、申請者が、これ法改正前でございますけれども、法人でないときとされておりましたけれども、改正後におきましては、申請者が市町村の条例で定めるものでないときということから、今回の改正をもちまして、法人とするという規定を加えるものでございますので、よろしく申し上げます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としてございます。よろしくお願いをいたします。

続いて、議案第29号でございます。郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の制定について。

郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する基準を定める必要があることから、この条例を定めようとするものでございます。

この条例の制定につきましても、議案の次に添付がしてございます。資料をもって内容について御説明を申し上げたいと思います。

まず、制定の理由でございますけれども、先ほどと同様、いわゆる第3次一括法の公布によりまして、介護保険法が改正されまして、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する基準を条例で定めることになったため、本条例を制定させていただくものでございます。

そこで、指定介護予防支援とはというところでございますが、先ほど来と同様でございますけれども、市町村長の指定を受けた事業所が行う介護予防支援事業ということでございまして、郡上市におきましては、直営1カ所でございますけれども、郡上市地域包括支援センターに係る事業を現在実施をさせていただいております。

定める条例の内容でございますが、この条例の制定に当たりましては、厚生省令の基準に従って、もしくは基準を参酌して定めることになっております。基本的には、省令と同様の内容をもって条例で制定をさせていただきたいというものでございます。

第5章からなる33条の条文になっておりますけれども、資料の4ページをごらんいただきますと、第29条で記録の整備の条文につきましては、省令では2年間保存を参酌基準に基づきまして、あわせて関連条例との整合性を保つ意味で、その完結の日から5年間保存ということにしております。

この条例につきましても、施行期日を平成27年4月1日としてございます。よろしくお願いをいたします。

続いて、議案第30号でございます。郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関

する条例の制定について。

郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める必要があることから、この条例を定めようとするものでございます。

制定する条例の内容につきましては、議案の次に添付がしてございます資料をもって御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

制定の理由でございますけれども、いわゆる第3次一括法の公布によりまして、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を条例で定めることになったことに伴いまして、本条例を制定させていただくものでございます。

条例の内容でございますけれども、3条からなる条例でございますが、この条例につきましても、省令の基準に従って、もしくは基準を参酌して定めることになっておりますが、基本的には省令と同様の内容とさせていただきます。

このうち、第2条の中では、いわゆるセンターに設置が必要な3つの専門職種、すなわち保健師、社会福祉士、そして主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネと呼んでございますけれども、この設置の基準につきましては、従うべき基準というふうになってございますので、今後、直営で行っておりますセンター体制の充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

施行期日は、平成27年4月1日としております。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第31号から議案第44号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程34、議案第31号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第7号）についてから日程47、議案第44号 平成26年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）についてまでの14議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第31号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。

平成26年度郡上市の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,151万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ290億6,579万円とする。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

おめくりいただきまして、6ページをお願いします。第2表の繰越明許費補正でございます。今回、数多くございます。

調整協議等に不測の日数を要したためと、また、国の補正予算等に係るものでございます。

それでは、事業名と金額をお読みします。

無線放送管理経費244万2,000円、庁舎等整備事業、これと和良庁舎のお金1億7,794万9,000円、長良川鉄道近代化整備事業3,128万7,000円、緊急通報システム管理経費1,227万6,000円、県営地域用水環境整備事業14万3,000円、過疎対策林道整備事業561万円、道整備交付金事業2,990万8,000円、合併特例道路整備事業2,010万3,000円、辺地対策道路整備事業6,014万8,000円、社会資本整備総合交付金事業9,600万円、建築物耐震化事業417万2,000円、消防施設整備事業2,000万円、現年補助災害復旧事業農地農業用施設2,816万6,000円、現年補助災害復旧事業林業用施設7,236万7,000円、現年補助災害復旧事業公共土木施設2億4,560万円、合計で8億617万1,000円でございます。

「第3表 債務負担行為の補正」でございます。県会議員選挙経費、26年度から27年度までということで148万1,000円でございます。これは、統一地方選挙の執行日が県議員にあっては、平成27年4月3日告示、4月12日投票とされてございます。このために、ポスター掲示板の設置撤去業務等の経費が年度をまたぐということをお願いしたいものでございます。がんばれ子育て応援事業、平成26年度分でございます。これにおいては2,740万円ということで、平成26年度の該当児童の確定によるものでございます。

続いて、「第4表 地方債の補正」ということでございます。ここでは、主なものとしては、まず、学校耐震化事業と災害復旧等の補助率の増額ということでございます。また、各事業の確定によるものでございます。それでは、合併特例事業におきましては、補正後9億7,850万円で1億7,730万円の減でございます。辺地対策事業において2億8,060万円でございます。7,040万円の減でございます。過疎対策事業4億3,140万円で、3,100万円の減でございます。補助災害復旧事業1億7,980万円で5,550万円の減でございます。合計で28億830万円ということで、3億3,420万円の減額でございます。

続いて、議案第32号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月

2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくり願います。1ページ目でございます。平成26年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,657万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,405万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,514万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,398万5,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第33号 平成26年度郡上市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,030万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,136万9,000円とする。

2、地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債の補正」によるということでございます。

3ページ、地方債の補正、変更でございます。ここでは、簡易水道事業で7億9,410万円、辺地対策事業で1億9,150万円、合計9億8,560万円でございます。

続いて、議案第34号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,215万3,000円とする。

2以降は省略します。

議案第35号 平成26年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成26年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,994万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,880万2,000円とする。

2以降は省略します。

議案第36号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の議決により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,859万5,000円とする。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債の補正」による。

4ページをお願いします。介護サービス施設整備事業、補正後520万円でございます。過疎対策事業で520万円、合計1,040万円でございます。

議案第37号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成26年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,388万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,396万1,000円とする。

2以降は省略します。

議案第38号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成26年度郡上市の青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,151万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,971万8,000円とする。2以降は省略します。

議案第39号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成26年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,586万2,000円とする。

2以降は省略します。

続いて、議案第40号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成26年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ816万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,257万1,000円とする。

議案第41号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成26年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,892万7,000円とする。

2以降は省略します。

議案第42号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成26年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,482万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ909万5,000円とする。

2以降は省略いたします。

議案第43号 平成26年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。総則第1条、平成26年度郡上市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成26年度郡上市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

ここでは補正額をお読みします。水道事業費1,153万7,000円、項として営業外費用でも同額でございます。

議案第44号 平成26年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。総則第1条、平成26年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成26年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定めた業務の予定量は次のとおり補正する。

年間延べ患者数として訪問看護ステーションで郡上市の国保白鳥病院でございます。補正予定量244人でございます。1日平均患者数でございます。同じく郡上市の国保白鳥病院で1人でございます。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するということでございます。

第1款郡上市市民病院事業収益でございます。285万9,000円の増額でございます。第1項医業収益でございます。36万1,000円の増額です。第2項医業外収益で249万8,000円の増額でございます。第2款郡上市国保白鳥病院事業収益で18万1,000円の増額でございます。第2項の医業外収益では128万3,000円の減額でございます。第3項訪問看護ステーション事業収益で146万4,000円の増額でございます。

支出でございます。第1款郡上市市民病院事業費としまして285万9,000円で、項で特別損失でございます。第2款においては、郡上市国保白鳥病院事業費18万1,000円の増額でございます。医業費用でございます。

2ページ、資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文、括弧書き中、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億5,785万2,000円を、過年度分及び当該年度分損益勘定留保資金3億5,296万2,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するということでございます。

第1款郡上市市民病院事業資本的収入でございます。751万5,000円でございます。第4項で補助金でございます。第2款郡上市国保白鳥病院事業資本的収入で262万5,000円の減額でございます。第4項の補助金でございます。

他会計からの補助金、第5条、予算第9条中9,589万9,000円を9,481万6,000円に改める、でございます。

ただいまの詳細な内容につきましては、事業概要一覧表のほうに詳細に記載してございますので、よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました14議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をします。

お諮りをします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第31号から議案第44号までの14議案については、会議規則第44条第1項の規定により、3月3日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第44号までの14議案については、3月3日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。再開は2時50分とします。

（午後 2時41分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時50分）

---

◎議案第45号について（提案説明・委員会付託）

◎議案第46号から議案第67号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程48、議案第45号 平成27年度郡上市一般会計予算についてから、日程70、議案第67号 平成27年度郡上市病院事業会計予算についてまでの23議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第45号 平成27年度郡上市一般会計予算について、議案第46号 平成27年度郡上市国民健康特別会計予算について、議案第47号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、議案第48号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計予算について、議案第49号 平成27年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第50号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第51号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、議案第52号 平成27年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第53号 平成27年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第54号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第55号 平成27年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第57号 平成27年

度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第58号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第59号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第60号 平成27年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第61号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第62号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第63号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第64号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第65号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第66号 平成27年度郡上市水道事業会計予算について、議案第67号 平成27年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

説明としましては、平成27年度郡上市当初予算総括表というものがございます。これで説明させていただきます。お読みするのは会計名と27年度の予算額、それと増減額と増減率というので、読み上げさせていただきます。

一般会計275億4,900万円、1億8,600万円、0.68の増でございます。国民健康保険特別会計58億5,026万6,000円、8億5,877万8,000円、17.2の増です。国民健康保険特別会計直営診療施設勘定5億479万7,000円、3,105万4,000円、6.56の増でございます。簡易水道事業特別会計23億5,064万6,000円、3億2,264万円、15.91の増でございます。下水道事業特別会計22億6,038万円、831万7,000円、0.37の増でございます。介護保険特別会計42億5,589万3,000円、2億9,685万9,000円、7.5の増でございます。介護サービス事業特別会計7億1,153万8,000円、608万1,000円、0.86の増でございます。ケーブルテレビ事業特別会計1億4,298万6,000円、1,328万6,000円の10.24の増でございます。駐車場事業特別会計409万9,000円、6万円、1.49の増でございます。宅地開発特別会計643万9,000円、92万8,000円、16.84の増でございます。青少年育英奨学資金貸付特別会計3,144万1,000円、828万円、35.75の増でございます。鉄道経営対策事業基金特別会計1,191万8,000円、同額でございます。後期高齢者医療特別会計5億6,557万5,000円、1,830万9,000円、3.35の増でございます。小水力発電事業特別会計でございます。これは、県営事業の石徹白1号用水発電所が、平成27年3月の完成により郡上市に施設委譲されることに伴い、新設でございます。1,531万3,000円で皆増でございます。大和財産区特別会計1,464万5,000円、137万2,000円、10.34の増でございます。白鳥財産区特別会計1,327万8,000円、192万円の減で、12.63の減でございます。牛道財産区特別会計1,561万3,000円、250万1,000円、19.07の増でございます。石徹白財産区特別会計2,942万4,000円、1,130万8,000円の減でございます。27.76の減。高鷲財産区特別会計2,155万円、603万7,000円の減でございます。21.88の減でございます。下川財産区特別会計364万4,000円、26万円の減でございます。6.66の減でございます。明宝財産区特別会計3,802万3,000円で、19万9,000円の

減でございます。0.52の減でございます。和良財産区特別会計881万2,000円、1,510万7,000円の減でございます。63.16の減でございます。水道事業会計、収益、3億4,436万2,000円、1,360万5,000円、4.11の増でございます。資本、1億1,631万円、2,060万8,000円の減でございます。15.05の減でございます。病院事業会計、収益、43億4,423万6,000円、1億4,336万4,000円の減でございます。3.19の減です。資本、6億4,058万9,000円、819万2,000円の減でございます。1.26の減でございます。

23会計の合計でございます。498億5,077万7,000円でございます。増減が15億7,638万8,000円の増で、3.27の増でございます。

詳細については、また、この事業概要説明一覧表が、皆さんのお手元に配付されておりますが、この中に、歳出のほうの詳細が記載されてございますのでよろしく願いいたします。

**○議長（尾村忠雄君）** ただいま説明のありました23議案のうち、議案第45号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。なお、議案第45号に係る質疑は予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略します。

議案第46号から議案第67号までの22議案についての質疑は、会期日程に従い、改めて行います。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第45号については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（尾村忠雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

---

#### ◎議案第68号から議案第87号までについて（提案説明）

**○議長（尾村忠雄君）** 日程71、議案第68号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから、日程90、議案第87号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてまでの20議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 三島哲也君。

**○農林水産部長（三島哲也君）** それでは、議案68号から議案第76号までを、一括で説明をさせていただきますと思います。説明に当たりましては、本日、お手元に指定管理といったA3の裏面、両面刷りの2ページものの資料を用意させていただいておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきますと思います。

まず、この表でございますけれど、左の上のところから、議案番号それから議案名、施設の名称、

その横に、指定管理更新予定団体となっておりますけども、申しわけありませんけど、更新のところを削除していただきまして、指定管理予定団体ということでお願いしたいと思います。

このところにつきましては、住所、それから名称及び代表者名というふうになっております。その横につきましては、申請要項に規定する主な事項といたしまして、指定期間、選定理由、指定管理料の支払いの有無ということになっております。指定管理期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間と、それから平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の施設がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その横に、一番最後に、備考欄ということでございまして、備考欄につきましては、継続あるいは新たな管理者、それから新規というようなことで明記してありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

施設の名称等以降につきましては、この一覧表に記載してあるとおりでございまして、読み上げを省略させていただきたいと思ひます。

それでは、議案番号と議案名のみを説明させていただきたいので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案番号68 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について、議案番号69 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について、このところでございますけど、選定理由のところを書いてございますけれども、この選定理由は、この施設につきましても地域密着型の施設ということでございまして、そういうところで、規定に基づいて選定されておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議案番号70号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について、議案番号71 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について、議案番号72 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について、議案番号73 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について、議案番号74 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について、議案番号75 郡上市和良農林水産物生産施設の指定管理者の指定について、議案番号76 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

以上、農林水産部所管の9件の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、日置敏明。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、引き続きまして、私からは議案第77号から議案第86号まで、引き続き一括して御説明をさせていただきます。

さきに、農林水産部長が御説明いたしました、このA3の一覧表の資料でもって御説明を申し上げます。

2ページ目の中段、議案第77号からでございます。議案第77号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について、議案第78号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について、議案第79号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について、議案第80号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について、議案第81号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について、議案第82号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について。次のページでございます。議案番号第83号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について、議案第84号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、議案第85号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議案第86号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

以上、商工観光部の所管いたします10議案につきまして、指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、引き続きまして、先ほどの一覧表の一番最後になります。議案番号第87号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてということでございます。

なお、この案件につきましては、平成27年度から新規と。これまで直営でございましたが、27年度から新規に指定管理をさせていただきたいという案件でございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第88号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程91、議案第88号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第88号 過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進計画を、次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において、準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

過疎法につきましては、平成22年度の改正で、22年から27年の6年間の延長時限ということで定められておる現在の計画はこれでございますし、また24年度に法改正がございまして、平成32年度まで延長になってございますので、今回のこの計画が、平成22から27年の6年間ではありますが、27年度におきましては28年度から32年度、この5カ年の計画を策定することとなります。

今般のこの変更につきましては、内容的には、平成25年度の決算、昨年9月の、これによります事業費及び財源の確定、また26年度におきましても、把握できる確定値で調整をしております。若干、平成22から24年につきましても、実績に基づく調整がありました。また、今般、上程をしております新年度の27年度予算に関係をいたしまして、そこで計画を上げております事業につきましては、それに整合させるという意味で、以上申し上げたような部分におきまして、今般、この過疎自立計画の変更があるということでございます。

添付しておりますのは、今回の変更をした後の計画書をお配りをさせていただきました。そこで、まず説明は、添付をさせていただいております参考資料のほうをごらんをいただきたいと思います。

1ページですけれども、1番上、これは第7章、教育の振興の場面ですけれども、ここで変更内容は、特に、この郡上東中学校及び小川小学校の建設のほか、老朽化した明宝小学校校舎及び和良小学校校舎の耐震補強等を計画的に進めますということで、これ、先ほどの計画書の35ページにおきまして、こうした内容を追加、変更を加えたものでございます。

それから、あと、それより下にありますものにつきましては、交通、通信体系の整備あるいは情報化及び地域間交流の促進ということで、計画書におきましては24ページに上げております市町村道の計画以降のものの変更がございました。

上から、日洞線ですけれども、こちらにつきましては、延長が500になったということでございます。それから、市道東気良線につきましては、舗装が改良ということで、延長につきましても、これは300メートルでした。側溝改良になったということです。以下、下線のあるように、ずっと、900メートルが910、620メートルが610、雷垣線につきましては、これ2メートルの変更でございます。下洞戸川線につきましても、これ、延長が786メートルに変更ということでございます。島方宇山線につきましても延長の変更、844メートルでございます。

それから、一番下のところでですけど、宮代下屋敷と書いておりましたが、これは誤りでございまして、路線名が宮代下屋線ということで、名称を正しく直したという、誤入力といえますか、誤りでございました。

それから次のページに移りまして、向島横谷線、こちらにつきましては、ちょっと、今回の計画から外しております。それから小坂線につきましても延長が105メートルということで、小坂中央線につきましても、これは舗装ですが、これは222メートルと。

また、橋梁につきましては、これ、今のいろいろな長寿命化等に関係してきまして、4つのところで事業追加がございました。西垣内線それから口長尾線、それから野口小倉線、寒水線、それぞれここに書いておりますところで、事業内容でもちまして追加ということでございます。

林道につきましては、水馬洞線、これは延長が1,400に長くなりました。二間手～水沢上ですが、こちらは延長が1,300に長くなっております。除雪ドーザの購入につきまして1台追加ということでございます。

最後、3ページですけれども、日洞線につきまして、これは、配水管の布設ですけれども、配水管の延長が158に伸びたということでございます。あと、簡易水道再編等も簡水の関係ですけれども、和良で配水管延長が4,083メートルに伸びるということでございます。あと、和良簡水の配水管布設替ですけれども、これも、配水管の延長が40メートル短くなって140と、宮下線橋梁の添架の場面ですか、これは73メートルに延長が伸びております。

あと、下水処理の施設の関係ですけれども、日洞線の改良関連の配水管の布設で、管路の布設が120が135に少し伸びておると。明宝中央地区の管路布設につきましては、70メートルの予定が45ですということです。

特に、一番大きいのは、先ほど申しあげました教育の振興のところの小川小学校の校舎の建築でございまして、これが事業の追加ということでございます。

最後のページに、事業費を入れ込んだ参考資料をつけておりますが、ここにおきましても、一番、変更前と変更後の違いは、下から3つ目の教育の振興のところに掲げております、この、先ほどの小川小学校の関係で増額となったものが大きな変更ということでございます。

いずれにしても、財源といたしましては100%充当、70%の交付税措置があるということで、この2つの過疎地域につきましては有利な財源を活用して、そして振興を図るという取り組みでございまして。

よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第88号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第88号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号については原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第89号について（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程92、議案第89号 辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 続きまして、議案第89号 辺地総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地総合整備計画を次のとおり策定することについて、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

辺地の計画につきましては、26年度、今年度をもちまして、今般の計画期間が終了をいたします。このため、さらに平成27年度から31年度に向けまして5カ年間の計画を策定するものでございます。こちらにつきましても、辺地は、一番、事業費の充当につきましても100%で、地方交付税の措置が80%ということで、一番有利な起債ということでございます。広くこの活用ができるようにということで、今般も、その辺地の区域につきましても、できるだけ広くとっていけるように、県と協議をして進めてまいりました。

郡上市では、全体では6つの辺地がございます。お手元に辺地総合整備計画策定というので、辺地名、中部辺地それから辺地名、郡上中部と郡上北部、郡上西部、郡上南部、郡上東部それから郡上東部田平、それからもう1つがあれでしたか……、ということで、お手元にお配りをさせてもらっておりますが、参考資料のほうで、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料の1ページに、この辺地の区域図がございますが、これも、合併後に先ほど申し上げたように、より広くこの制度が適用させていただけるようにということで、いわゆる、この辺地度数というもののとり方につきましても、いろいろと県と協議した中で、今ごらんいただいたような、全部で6つの、郡上においては辺地の区域割となっております。

前回と現計画と、平成27年度からの新しいこの整備計画との違いは、この郡上北部辺地におきまして、この高鷲町の中心市街地でございますけれども、これ、合併前から辺地の区域には含まれてはいなかったんではございますけれども、今般の、次期の辺地計画の策定においては、県と協議する中でこれを追加といいますか、ここも含めていくことができるということでしたので、郡上市としては、大いに、そうしていただくことによって財源獲得においても有利ということで、ここを追加させていただいております。

そのほかの区域につきましては、同じでございます。

それで、整備計画につきましては、先ほどの過疎については、この、必ずしも過疎債の利用にかかわらず総合的な整備ということであったり、あるいは新しくソフト事業も盛り込まれておりますが、この辺地総合整備計画におきましては、それぞれ、この計画の中に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額というまで、これ、それぞれ書き込んで、そして事業を計画をしておるというふうな、少し違いがございます。

そこで、この参考資料の中部、郡上中部辺地からごらんをいただきたいと思っておりますけれども、現在、一番計画としては、郡上市の新市建設計画が計画としては、議会にもお示しをして5年間延長したという形で、今、持っております。こちらも、毎年度の事業調整確定があつて、新年度の事業の予定ということをもって、毎年、このローリングといいますか見直しをしておるわけでございますけれども、そうした計画等と整合性をとって、そして各部において計画がされておるものを全て精査をしまして、それぞれの区域ごとに計画を盛り込んだものでございます。

確定してきておるという部分では、確定といいますか見込みとして1番新しいものは、27年度予算組まさせていただいておりますので、そのところをしっかりと整合、調整をしております。また、それ以降につきましても、他の計画との整合ということで盛り込んだということでございます。

委員会に付託されますので、個別の事業は少し省略をさせていただきますけれども、ごらんをいただきましたように、中部辺地におきましては、道路で合計で、こうした9億4,170万円ほどの事業を推進をしていきたいということでございます。林道におきましては、1件でございます。

それぞれ、これ、全て事業説明は省略させていただきますので、一覧表を見ていただくということでもよろしくお願いをいたします。

個表につきましては、この事業計画内訳につきましては、中部辺地と北部辺地と西部辺地とそれから東部辺地ということでありまして、それぞれ一番最後のところで、事業計画の位置図を添付をさせていただきましたので、箇所、位置も御確認がいただけるというふうに思います。

大変、簡略な説明で失礼いたしますけれども、以上とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

◎議案第90号から議案第96号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程93、議案第90号 財産の無償譲渡について（めいほう高原自然体験センター）から日程99、議案第96号財産の無償譲渡について（前谷集会所敷地）までの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 議案第90号 財産の無償譲渡について（郡上市めいほう高原自然体験センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産でございます。建物、所在は、郡上市明宝奥住3447番地1、構造は木造2階建てであります。床面積560.62平方メートルでございます。譲渡の相手方、郡上市明宝奥住3447番地1、めいほう高原開発株式会社でございます。譲渡の理由といたしまして、民間事業者として施設の効率活用を図るためでございます。

それでは、この議案書の後ろに参考資料をつけてございます。A4の4ページのものでございます。1枚、もう1枚はねていただきますと、タイトルに、めいほう高原自然体験センターの概要と書いたものがございます。これは、譲渡を予定いたします施設について、さらに詳しく書いたものでございます。

まず、施設の名称は、先ほど申しましたようにめいほう高原自然体験センター、通称もりっこはうすと呼ばれておるものでございます。これは、明宝村が農山村の自然や生活文化体験の拠点施設として、合併前の平成15年3月に取得したものでございます。構造は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

さらに、総事業費が9,811万5,000円でございます。財源につきましては、特定財源がございまして、大型公共施設木造化支援事業補助金1,112万円が充当をされております。加えまして過疎債でございますが、8,440万円が充当されてございます。補助金につきましては、これは岐阜県大型公共施設木造化支援事業でございまして、これにつきましては、法定耐用年数は22年、平成37年3月末とすることで、岐阜県との協議を終えたところでございます。また、現在の起債の残高がございまして、起債残高、償還残高が480万9,228円でございます。終了が平成27年3月31日をもって償還完了ということになっております。

次に、現在の状況でございます。現在は、めいほう高原開発株式会社に指定管理を委託しておる

ところでございます。施設使用の内容は、主に子どもたちに対するクラフト体験等の各種体験メニューの提供を行っておるところでございます。

特に、夏休み期間を中心として営業をしていただいておりますが、ここ数年間、天候不順でございまして、利用者は年間1,800人程度といったもので、伸びてはございません。

次に、無償譲渡の経過でございます。これにつきましては、1枚戻っていただきますと、めいほう高原自然体験センターの無償譲渡についてということで、簡単に概略を御説明を申し上げております。中段に無償譲渡についての経緯がございます。この施設については、平成24年3月議会定例回のおり、各常任委員会へ譲渡検討施設について御説明したもののうち、第1次分17施設の1つでございます。24年以来、民間への譲渡に係る課題等の確認を行い、譲渡に向け検討を進めてまいりました。

なお、譲渡先につきましては、施設設置当初より、これはスキー場に隣接しておる施設でございまして、この隣接するスキー場を運営しますめいほう高原開発株式会社が維持管理を行っており、旧明宝村時代の経過が、まず第一でございます。

それから、これまでの実績あるいは継承した市との関係を考慮しますと、一般に公募する場合と比べまして、この施設が当初の設置目的に従い適正に使用されることが確実であるということ、また、立地につきましても、めいほう高原が観光施設として一体的効率的に使用が望めるところから、現行、指定管理するめいほう高原株式会社を譲渡先ということで選定をさせていただきたいというものでございます。

また、無償で譲渡することにつきましては、これは、この紙を1枚めくっていただきますと、無償譲渡についての補助事業制度上の制約といったところが、1番上に書いてございますが、これは、農林水産省通知でございます補助事業により取得し、または公用の増加した財産の処分等の承認基準についてという通知でございます。に、基づき、耐用年数満了まで、当初の事業目的である自然体験学習拠点に合致する事業を継続するといった条件のもとで承認される旨、岐阜県と協議済みであります。

これによりまして、民間活力により、さらに一層この施設が活用され、めいほう高原地域のみならず、地域の産業地域に、振興に、強く寄与されるものと期待するところでございます。

どうかよろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、私のほうからは、議案第91号から議案第96号まで、財産の無償譲渡についての御説明をさせていただきます。

議案第91号 財産の無償譲渡について（中坪四区集会所）でございます。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議

会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

あとの議案についても同じ文面のために、以降は省略させていただきます。

まず、譲渡する財産でございます。建物で、所在が、郡上市八幡町中坪99番地1、構造、鉄鋼造の平屋建て、床面積119.59平方メートルでございます。譲渡の相手方でございます。郡上市八幡町中坪54番地8、中坪四区地区会でございます。譲渡の理由として、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためということでございます。

ここにおいては、資料がついてございます。下には平面と写真がございます。また、施設の管理台帳の中で、構造、地縁団体が設立されているかとか、また建設年度、敷地面積等々、敷地の所有者等々が記載されているものがございますので、よろしくお願いいいたします。

議案第92号 財産の無償譲渡について（郡上八幡西安久田農林集会所）でございます。

ここは、譲渡する財産、建物所在で、郡上市八幡町安久田1085番地、構造、木造平屋建て、床面積65.00平方メートルでございます。譲渡の相手方、郡上市八幡町安久田175番地、西安久田地区地区会でございます。

これにも、同じ集会所と管理台帳がついてございます。また、平面と写真でございます。

議案第93号 財産の無償譲渡について（郡上八幡中上農林集会所）でございます。

譲渡する財産、建物所在、郡上市八幡町市島818番地2、構造、木造平屋建て、床面積78.26平方メートルでございます。譲渡の相手方、郡上市八幡町市島1014番地2、中上地区会でございます。

これにも、同じ資料がついてございます。

議案第94号 財産の無償譲渡について（美並福野公民館）でございます。

譲渡する財産、建物所在でございます。郡上市美並町白山1426番地1、構造、鉄骨造の平屋建て、床面積195.43平方メートルでございます。譲渡の相手方が、郡上市美並町白山1426番地1、福野自治会でございます。

これにも、同じような資料がございます。

議案第95号です。財産の無償譲渡について（下土京集会所）でございます。譲渡する財産でございます。建物所在、郡上市和良町土京534番地、構造、木造平屋建て、床面積90.30平方メートルでございます。譲渡の相手方、郡上市和良町土京716番地、下土京自治会でございます。

議案第96号 財産の無償譲渡について（前谷集会所敷地）でございます。ここだけが土地ということでございます。譲渡する財産、土地所在、郡上市白鳥町前谷318番地1、地目、宅地でございます。面積、295.31平方メートルでございます。譲渡の相手方、郡上市白鳥町前谷318番地1、前谷自治会でございます。

これにも同じように資料がついてございます。その中で、この建物でございますが、これについては、26年の3月27日に条例を廃止して、削除して、払い下げを行っているという状況でございます。

すのでよろしくお願いいたします。譲渡日については、26年4月1日と、建物については、地縁団体設立は平成24年8月23日に認可がおりてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第97号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程100、議案第97号 字区域の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第97号 字区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり、字区域を変更することについて、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、県営土地改良事業八幡地区の施行に伴い、字区域を変更する必要があるためでございます。1枚めくっていただきますと、右側が従前の字、左が新しい字ということで、その次に、変更略図というものをつけておりますけれども、この、今の、ここに書いてありますのが整備した区域の中で、黒の2点が従前の字界、赤の2点が新の字界ということで見ていただきたいと思えます。

それで、旧の八幡町字泉の一部というのが初納字大矢ということで、ここが①番のところを差ししております。それから、初納の字泉の一部と字清水前の一部ということで、ここが、初納字下タヶ逸という新しい字のほうへ変わるというものが、2番目の丸で2と印したところでございます。それから、八幡町字の下タヶ逸の一部ということですが、これが、字清水前ということに変わるというところが3でございます。それで、その次のページに1、2、3の拡大図をつけておりますけれども、今、この1番につきましては、赤のラインが変わった字界になるわけですが、1につきましては、用水路を布設したかげんで、土坡部分等が、一部こういう形状になったということですし、3番につきましては農道を整備したことによる土坡等の形で確定測量した結果、こういった字界の変更が出てきたというものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第97号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め採決いたします。

議案第97号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第98号について(提案説明)

○議長(尾村忠雄君) 日程101、議案第98号 市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 議案第98号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。  
平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

下の路線番号、2路線ございますけれども、路線番号71335、路線名、野首坊ヶサレ線、郡上市和良町土京字野首15の1先から郡上市和良町土京坊ヶサレ480の12先でございます。もう1路線は、71336で、深瀬上野線でございます。郡上市和良町方須字深瀬上野から郡上市方須字深瀬上野でございます。

1枚めくっていただきますと、まず1番目の71335でございますけれども、2枚めくっていただきますと、市道認定で、今の安郷野につきましては、国道256安郷野橋のかけかえに伴います旧道の市道認定ということでございますけれども、この赤い部分を市道として認定するものでございます。

現在、ここに安郷野公民館という公民館ございますけれども、ここの上を通過して、新しく新橋が、今の橋より左側へかかるということで、旧道を市道として認定するものです。それで、旧の橋については撤去をされるということで、歩道部分のところはいただくということになります。

次に、71336でございますけれども、ここにつきましては、現在、濃飛横断自動車道の和良金山トンネルを施工しておりますけれども、この道路が改良しますと、現の256の国道を、破線のよ

うに、タッチを、その濃飛横断自動車道に対して直角に接続することによって、今、ここで赤く部分しておりますけれども、この部分の旧道が残るといったことで、この部分を市道として認定するものでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

### ◎報告第1号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程102、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成27年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第13号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年1月19日。

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成26年12月18日午前7時55分ごろ、郡上市美並町白山地内において、除雪作業中に後方確認を怠り、駐車場に侵入し、停車した相手方の車両に接触した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、26万6,948円でございます。

専決第14号、文面は一緒でございますので、省略させていただきます。専決日、平成27年1月19日。

損害賠償による和解の内容でございます。平成26年12月19日午後1時50分ごろ、郡上市美並町大原地内において、訪問先に向かう途中、雪上でスリップし対向車側面に接触した。市は示談により、損額を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、0円でございます。

専決第15号。平成27年2月6日でございます。

損害賠償による和解の内容でございます。平成26年12月17日午前9時25分ごろ、郡上市白鳥町白鳥36番地1、郡上市役所白鳥庁舎南側駐車場内において、停止中の普通車へ公用車が不注意により接触した。市は示談により、損害を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、9万3,032円でございます。

専決第16号。平成27年2月9日でございます。

損害賠償による和解の内容。平成26年12月14日午前11時30分ごろ、郡上市高鷲町鷲見地内において、駐車場内で行進中、ブレーキをかけたが積雪のためスリップし、駐車中の相手車に追突した。市は示談により、損害を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、20万円でございます。

専決第17号、平成27年2月20日でございます。

損害賠償による和解の内容でございます。平成26年12月17日から降った大雪で、相生公民館裏側の屋根の雪が中山地区会の管理する街路灯の電線に落雪し、電線が雪の重みで引っ張られて街路灯ポール2本を破損した。市は示談により、損害を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、5万7,456円でございます。

大変申しわけございません。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わりました。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で報告第1号を終わります。

---

#### ◎議報告第1号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程103、議報告第1号 諸般の報告について。

月例出納検査の結果が、監査委員により別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたゞき報告にかえます。

---

#### ◎議報告第2号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程104、議報告第2号 諸般の報告について。

定期監査の結果が、監査委員により別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたゞき報告にかえます。

---

◎議報告第3号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程105、議報告第3号 諸般の報告について。

行政監査の結果が、監査委員により別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき報告にかえます。

---

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

（午後 3時52分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 野 田 龍 雄

郡上市議会議員 鷺 見 馨

